

監査公表第 6 号

平成 28 年（2016 年）8 月 4 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	宮	村	素	子
同	涌	井	国	夫

### 措置通知事項の公表について

札幌市長から「包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について（平成 28 年（2016 年）8 月 1 日付け札法第 938 号）」が提出されましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第938号

平成28年(2016年)8月1日

札幌市監査委員 藤江正祥様  
窪田もとむ様  
宮村素子様  
涌井国夫様

札幌市長 秋元克広

包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について

平成28年3月25日に報告を受けた平成27年度の包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、当該結果報告に添えて提出された意見に基づき、又は当該意見を参考として講じた措置のほか、平成26年度以前の包括外部監査の指摘事項及び結果報告に添えて提出された意見のうち措置を講じたものについても、併せて通知いたします。

# 別 紙

## 包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置について（平成27年度）

監査結果報告年度 平成27年度

監査テーマ 市税事務について

### (1) 指摘

監査対象 局部	指摘を受けた事項	指摘に対する措置 (検討結果及び対応)
財政局 税政部	<p>【報告書72ページ】</p> <p>3.2.1 個人市民税</p> <p>○ <b>事務所・事業所課税及び家屋敷課税について、中央市税事務所、南部市税事務所及び西部市税事務所では、未申告者以外、課税要件の確認のとれた年度から課税している。しかし、課税要件の確認のとれた年度前に遡った課税要件の調査が、積極的には実施されていないことは、課税の公平性・網羅性を欠き、適切であると言い難いことから、過年度の課税調査を早急に実施すべきである。</b></p> <p>事務所・事業所課税及び家屋敷課税の課税権の行使について、税政部市民税課に確認したところ、「原則、課税要件の確認が取れた年度以前に遡って課税することとしており、地方税法の賦課権の時効（期間制限）の範囲内で賦課決定を行うべきもの。」との回答を得ている。しかし、中央市税事務所、南部市税事務所及び西部市税事務所実施したヒアリング調査では、「未申告者以外、課税要件の確認のとれた年度から課税している。」という結果であった。これらの市税事務所において、確認がとれた年度前へ遡った課税要件の調査を積極的に実施していないことは、他の市税事務所との取扱いに差異を生じさせており、課税調査方法の統一性や課税の公平性・網羅性を欠き、適切であると言い難いことから、過年度の課税調査を早急に実施すべきである。</p>	<p>個人住民税の賦課期日である1月1日現在において本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方は、市税条例第30条第6項の規定により、事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を記載した申告書を3月15日までに提出しなければなりません。しかし、実態として市民の方から申告書が提出されない場合もありますことから、本市では事務所、事業所又は家屋敷課税の要件に該当すると思われる方を調査して申告書を送付して提出を促す取り扱いとしており、各市税事務所では、市民から提出された申告書の記載内容と対象者の世帯状況等を基に課税の可否を総合的に判断しております。このとき、申告書の記載内容や世帯状況等の調査等によって、過年度へ遡っての課税が必要と考えられる場合には、電話等による聞き取り調査を行うなど、補充的な調査を実施して過年度課税の可否を判断することとなります。</p> <p>しかし、指摘を受けた市税事務所においては、申告書が提出されていない年度に係る課税要件の調査が積極的には実施されておらず、申告書の提出があった年度のみ課税する取扱いとなっておりました。</p> <p>この度の指摘を受け、課</p>

		<p>長会議等において、事務所・事業所又は家屋敷課税については、過年度を含めた課税要件の調査を確実に実施するよう周知徹底を図りました。</p>
	<p>【報告書74ページ】  3.2.1 個人市民税  ○ 家屋敷課税において、中央市税事務所の家屋敷申告書の提出がない場合の取扱いは、課税要件を満たしているか確認できないものと判断し、職権で課税をしていないとしていることは、課税の公平性・網羅性を欠いたものとなっていることから、過年度を含めた課税権の行使について、早急に検討すべきである。</p> <p>家屋敷課税は、税政部市民税課から各市税事務所に対し、調査対象者のリストが提供されており、各市税事務所は、リストに基づいて課税要件を調査し、課税される可能性のある者に対して、家屋敷申告書を送付し、申告期限を設けて提出を促すとともに、申告期限までに提出のない者に対しては、電話で家屋敷申告書の提出を促すこととしている。しかし、これに応じず、結果的に家屋敷申告書の提出がない場合の取扱いについて、税政部市民税課に確認したところ、「課税の要件を満たしていることが確認できれば、家屋敷申告書の提出がない場合であっても課税することとしています。」との回答があった。</p> <p>しかし、中央市税事務所で実施したヒアリング調査では、「家屋敷申告書の提出がない場合、職権で納税通知書を送付することはしていない。」との回答であり、課税の要件を満たしているか確認できないものと判断して、職権での課税をしていなかった。</p> <p>家屋敷課税の職権での課税について、各市税事務所の取扱いに差異があることは、課税の公平性・網羅性を欠いたものであることから、過年度を含めた家屋敷課税の課税権の行使について、早急に検討すべきである。</p>	<p>個人住民税の賦課期日である1月1日現在において本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方は、市税条例第30条第6項の規定により、事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を記載した申告書を3月15日までに提出しなければなりません。しかし、実態として市民の方から申告書が提出されない場合もありますことから、事務所、事業所又は家屋敷課税の要件に該当すると思われる方を調査して申告書を送付し、提出を促す取り扱いとしております。それでもなお、申告書の提出がない場合は、本市に家屋敷を有する事実が確認できれば、申告書の提出が無い場合であっても職権により課税する取扱いとしております。</p> <p>しかし、指摘を受けた市税事務所においては、申告書が未提出の者については「課税要件を満たしているか否かを判断できない」として職権での課税を行わない取り扱いとなっております。</p> <p>この度の指摘を受け、事務所、事業所又は家屋敷課税に係る申告書の提出がない者に対しては、文書や電話などで積極的に提出を促すとともに、申告書が提出されない場合は、電話確認や実地調査等により課税要件の確認を行い、職権で課税するよう課長会議等で周知徹底を図りました。</p>

<p>【報告書 80 ページ】</p> <p>3.2.1 個人市民税</p> <p>○ <b>住民税申告で寄附金税額控除があった申告書のサンプリング調査において、寄附金受領証明書に受領日付のないものが1件あり、その申告者の賦課情報に寄附金額が登録されていた。住民税申告書によって寄附金税額控除の申告があった場合における、申告書や添付資料の確認を徹底するとともに、寄附金受領証明書の提示があった場合の確認表示の統一したルールを早急に整備すべきである。</b></p> <p>中央市税事務所では個人住民税の寄附金税額控除の適用があった申告書のサンプリング調査を 37 件実施したが、申告書に添付された寄附金受領証明書に受領確認の日付の記載がないものが1件（寄附金 1,000 円）あった。受領確認の日付の記載がないものは、寄附金税額控除の適用は否となるものであるが、担当者の説明は「寄附金の額が 2,000 円以下であり、寄附金税額控除は発生しないため、課税上の影響はない。」との回答であったが、その申告者の賦課情報には、共同募金会又は日本赤十字社分の寄附金支払額として、1,000 円が登録されていたことから、寄附金税額控除の適用における寄附金受領証明書の確認を徹底すべきである。</p> <p>また、個人住民税の申告によって寄附金税額控除の適用を受ける場合、寄附金受領証明書の添付又は提示が、控除適用の要件とされている。中央市税事務所では、提示により寄附金受領証明書の記載内容を確認した場合には、住民税申告書に確認担当者の確認印を押印し、これをもって提示を確認したこととする取扱いとしているが、その確認印のないものが4件、確認印に準ずるもの（添付書類別保管のスタンプや添付書類確認後返却のスタンプなど）と判断できるものが5件あったが、提示の確認をしたことについて定型化されたルールがなく、確認印に準ずるものとして扱って良いものか疑問が残ることから、寄附金受領証明書の提示があった場合の確認表示の方法について、統一したルールを早急に整備すべきである。</p>		<p>中央市税事務所において指摘のあった寄附金受領証明書に受領日付が無かったケースについては、寄附金支払額（寄附金額 1,000 円）を税システムの情報から削除しました。今後は、寄附金の受領日付が不明な場合、税システムに寄附金支払額を登録しないよう課長会議等において周知徹底を図りました。</p> <p>なお、住民税申告書の提出時に納税者からの提示によって確認した書類の内容を申告書へ補記する際の表示ルールについては、統一するよう見直しを行いました。</p>
<p>【報告書 99 ページ】</p> <p>3.2.3 固定資産税及び都市計画税</p> <p>○ <b>土地の区分とその土地を使用する家屋の課税情報を突合し、賦課が適切に行われているか確認したことにより、住宅用地の特例の適用違い等の事例が検出されたため、必要な措置を講じるべきである。</b></p> <p>課税明細書に記載されている土地、家屋に対しての課税情報が適切に利用された上で 賦課が行われているかを確認するために、平成 27 年 1 月 1 日時点の課税明細書の全データから、同一地番に所在する土地と家屋のうち、次の組合せ条件を満たすデータを抽出し監査を行った。</p>		<p>土地に係る住宅用地特例の適用状況について、土地の課税データと家屋の課税データを突合し、用途が不一致（土地が住宅用で家屋が非住宅用、又は土地が非住宅用で家屋が住宅用）のものを抽出し、調査した結果、その一部に住宅用地特例の適用誤りがあったものです。</p> <p>ご指摘を受けましたこの件については、突合した全データについて調査と処理を終えており、平成 28 年 3 月 11 日付けで公表して</p>

【土地と建物の組合せ条件】

組合せ条件	条件1
土地の区分	住宅用地（住宅用地の特例の適用有）
家屋の用途	非住宅系（事務所、店舗等）
抽出されたデータ総数	1,232 件

組合せ条件	条件2
土地の区分	非住宅用地（住宅用地の特例の適用無）
家屋の用途	住宅系
抽出されたデータ総数	1,780 件

通常、非住宅用地の上には非住宅系の家屋が、住宅用地の上には住宅系の家屋が存在しているため、上記条件1と条件2は、通常では想定し難い特異な組み合わせとなる。データ総数 3,012 件のうち、条件1、条件2について、それぞれ 20 件ずつ計 40 件のサンプルを抽出して個別に確認を行った。

確認の結果、住宅用地の特例の適用違い等の事例が検出されたが、概要は下図のとおりである。なお、図表中、影響税相当額（市税事務所では、現地調査等を終了していない事例については、一定の仮定のもとに影響額を計算しているため、以下「影響税相当額」と記載している。課税に当たっては、現地調査等に基づく事実関係の再確認が必要となる。）を＋と▲で表示しているが、賦課が過少となっているものを＋、賦課が過大となっているものを▲で表示している。

【住宅用地の特例適用違い等の検出件数・割合】

項目	条件1	
	件数	割合
住宅用地の特例適用違い等が検出されたもの	9 件	45%
上記以外	11 件	55%
合計	20 件	100%

項目	条件2	
	件数	割合
住宅用地の特例適用違い等が検出されたもの	3 件	15%
上記以外	17 件	85%
合計	20 件	100%

【住宅用地の特例適用違い等による影響税相当額】

項目	条件1	
	過少 (7 件)	過大 (2 件)
平成 27 年度の税額影響額	+776 千円	▲3 千円
過去 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）の影響税相当額累計	+3,871 千円	▲17 千円

おります。

誤りの原因は、主に土地と家屋の担当者間の連携不足と現地調査の際の確認不足にあることから、税政部から各市税事務所に対して適正な事務処理を徹底するよう文書で通知しました。

今後は、以下の再発防止策を実施し、適正な住宅用地特例の認定に努めてまいります。

- 担当者間の連携についてチェック体制を強化するとともに、現地調査における手法や着眼点・注意点を明確にし、これらが的確に行われるよう研修を実施する。
- 今回作成した調査対象リスト（課税データの突合リスト）を毎年度作成し、現地調査において活用・確認する。
- 正確な住宅用地特例の適用のために、制度の広報を充実させるとともに、納税義務者から住宅用地使用申告書の提出を求めていく。

項目	条件2	
	過少 (0件)	過大 (3件)
平成27年度の税額影響額		▲148千円
過去5年間(平成23年度～平成27年度)の影響税相当額累計		▲699千円

(包括外部監査人作成資料)

今回、サンプリングにより確認を行った件数は40件であるが、データ総数3,012件の中には、検出した以外にも住宅用地の特例適用違い等があることが想定される。現在、市税事務所では、この監査での確認状況を受けて、データ総数3,012件について全件確認を進めているところであり、その結果に基づいて適切な措置を行う必要がある。

また、住宅用地の特例適用違い等が検出されたものの大部分は、当初の住宅用地認定後、土地の使用状況に変更があったことに起因するものであり、現地調査の際の確認不足、土地係と家屋係との連携不足等が原因であったものと考えられる。今回の確認方法は、課税明細書のデータ処理を行うことによって、ある程度機械的にデータ・エラーを検出・是正できる一つの方法であるといえる。固定資産税は、膨大な課税物件を限られた人員と期間で賦課する必要がある租税であるため、この確認方法に限らず、現地調査における意見でも示したように、組織内の連携強化による情報共有のあり方を含め、民間の地図情報の活用や納税者からの情報の収集方法などを検討し、効率的な確認方法を模索すべきであると考えられる。

【報告書107ページ】  
3.2.3 固定資産税及び都市計画税  
○ 市内にある2階建て以上の併用住宅（事業用と居住用の利用が併用されているもの）の敷地である土地について、一般に市販されている住宅地図を基に、住宅用地の特例が正しく適用されているかどうかサンプリング調査を実施したところ、①課税当初の登録から誤っており、その結果、税額修正が生じるケースが複数発見された。早急に是正すべきである。

また、②この方法による調査でも併用住宅の入居者の移動等の理由により居住割合が変動した結果、従前の特例の適用ができなくなり税額修正が生じる可能性の高い物件が発見されている。

③さらに、従来、居住用専用のマンションであった家屋について現状も居住用であるのかも検討を行ったが、かなり現状と当時の状況が異なっている家屋も発見されており、早急に確認作業を行うべきである。

サンプリング調査における情報突合のフローは、次のように行った。

- 1 現在時点の一般に市販されている住宅地図で、居住割合が50%を下回ると推定される2階建て以上の併用住宅を、サンプリングにより抽出を行う。
- 2 そのサンプリングされた併用住宅について、家屋係が所

本件については、監査人が市販の住宅地図を参考に、2階建て以上の併用住宅（事業用と居住用の利用があるもの）や居住用専用のマンションの敷地について、住宅用地特例の適用状況を調査した結果、課税当初から誤っていたもの、当初は正しかったが利用状況の変化により居住割合が変わり、現時点で正しく評価されていない可能性のあるものが発見されたものです。

①課税当初から誤っていたものはすでに修正しておりますが、併用住宅敷地の全データについては、家屋評価調書を確認して住宅用地特例の認定状況をチェックするとともに、②これまでの居住割合と住宅地図上

掌する家屋評価調書に記載された居住割合を確認。

3 その対象土地について、土地係が所掌する土地評価調書の住宅用地の特例の適用状況のチェックを行う。

4 その結果、家屋評価調書における居住割合を基に、その敷地である土地に係る住宅用地の特例の適用について、家屋評価調書の居住割合に基づかない場合の原因を分析。

具体的には、対象土地について、市販されている住宅地図から算出した居住割合と家屋評価調書に基づく居住割合とが一致しているはあるが、土地評価調書に記載されている居住割合とは異なっている場合に、家屋評価調書の居住割合と土地評価調書の居住割合が異なっていることにより、それぞれの割合を基に算出した特例の適用状況が異なる場合について、市税事務所において確認調査を行った結果、その居住割合算出に誤りがあり、そのため、特例適用に違いが生じ、税額修正が必要なものが発見された。その場合に修正が必要とされる税額については、過去5年分の固定資産税及び都市計画税も算出した。

札幌市の住宅地等認定要領では、住宅用土地について土地係の調査に基づく判断でこの特例の判定は可能となっているため、家屋評価調書の居住割合を利用して特例を適用しなければならないことにはならない。しかし、実務上、ほとんどの場合、課税当初の家屋評価調書の居住割合を利用して土地係では住宅用地の特例の判定を行い、その後、土地係が利用状況が大きく変わっていると確認できた場合に、特例の判定のし直しを行っている。課税当初の居住割合が、その後において大きく変化があったと確認できるのは、固定資産税課では増築等の登記情報などによる場合がほとんどであり、増築等の登記情報による場合には、土地評価調書が変更されれば同時に家屋評価調書も変更されることになっており、サンプリングでの突合については問題はないと考えられる。市税事務所では現地確認調査の詳細な資料が保存されていないので、市税事務所では比較できる資料としては家屋評価調書以外ない。よって、家屋評価調書の居住割合と土地の特例の認定に関わる居住割合に差異ある場合は、違いがあったものと判断した。この場合にどの時期から違いがあったか、現存する資料からは判定できないが、課税当初からの可能性はかなり高い。

なお、一般に市販されている住宅地図等の情報を基に推定した、居住割合と家屋評価調書の居住割合とに差異が生じている場合に、現在時点で特例の適用に違いがある可能性についても別途分析し、その影響額も試算を行った。

サンプリング調査の結果は下記のとおりである。

【サンプリング数（土地の筆数）】

中央市税事務所 54 件、西部市税事務所 20 件、  
東部市税事務所 59 件、南部市税事務所 75 件、  
北部市税事務所 53 件、合計 261 件

サンプリング調査の結果、住宅用地の特例の適用違いによる税額修正の必要なケースは、土地の筆数で7件であり、サンプリング数合計を税額修正のあった件数で割ると、その割

の居住割合に差異がみられるものについては、現地調査及び所有者等に聞き取り調査を実施しております。

また、③居住用専用のマンション敷地についても、住宅地図等を参考にして居住部分の確認作業を進めており、これまでの居住割合と住宅地図上の居住割合に差異がみられるものは現地調査を実施し、所有者等にも協力をいただきながら居住割合を確認するなど、適正な住宅用地特例の認定に努めてまいります。

なお、①から③の確認・チェック作業については、平成 28 年 5 月中旬から着手しております。



合は2.7%（7件/261件）となる。

上記の突合により、所有者への聞き取りや家屋内部への実地確認調査の結果、特例の適用違いが発見された。なお、今回の判定には居住戸数の状況までは配慮していないが、居住戸数まで算入して割合計算を行えば、さらに精度の高いものと考えられ、一般納税者でも手に入れることのできる住宅地図を基に、自らの所有する土地の住宅用地の特例の適用状況を把握する足がかりにすることができると思われる。

また、一方で、今回の特例適用の確認を市税事務所が行う場合には、通常の実地調査よりも詳細な調査を実施している。これは、住宅用地の特例判定を正確に行うためには、通常の調査以上の精度の高い調査が必要であることを示している。

修正税額の内訳は、下記のとおりである。

**【適用違いの内訳】** (包括外部監査人作成)

市税事務所	税額修正対象面積	修正税額：単位千円 (平成27年度)	修正税額：単位千円 (過去5年累計)
中央1	271.63 m <sup>2</sup>	153	790
西部1	199.17 m <sup>2</sup>	137	694
西部2	531.86 m <sup>2</sup> (3筆合計)	282	1,436
西部3	191.17 m <sup>2</sup>	31	159
南部1	165.28 m <sup>2</sup>	59	305

今回の調査では、現時点における住宅地図を基にしたサンプリング調査を行ったため、住宅地図に基づく居住割合と家屋評価調書の居住割合が異なるものもあった。その理由としては、その併用住宅の使用状況が建築当初とは大きく変わり、居住割合に変動が生じたものと思われる。その結果、住宅用地の特例違いの可能性のあるものが発見され、それは中央市税事務所4件、北部市税事務所1件あった。この場合に、特例の適用の違いがあったときは、その対象となる物件は入居者の多い大型のビルなどであり、その敷地である土地の面積が広く、評価額も高く、税額修正の額も高額となるものと考えられる。市税事務所としては利便性の高い大型ビルはその入居者の出入りが激しく、その使用状況も入居者一人ひとりに確認するための時間がかかなり必要であるため、居住割合の把握が困難であるとしている。しかし、このままこの状況を放置することは、課税の公平上大きな問題もある上、徴税漏れも予想されるため早急の対応が必要である。

上記のサンプリング調査とは別に、一般に市販されている地図情報を基に、従来は居住専用の5階以上マンションとされていたが、現在は、相当部分が居住用以外に使用されているものと推定されるマンション8棟を選定し、一定の仮定を設けた上で、試算・検証も行った。確認対象となるマンションの選定に当たっては、公官庁やオフィス街の近隣にあるマンションほど住宅用以外への転用が多いものと考え、公官庁やオフィス街が集中する中央市税事務所から5棟、北部市税

	<p>事務所から3棟を選定した。</p> <p>市税事務所に検討させた結果、住宅用地の特例の適用違いがあると推定される事例が相当数検出された。札幌市内には、今回選定した以外にもこのような状況にあるマンションが多数存在すると考えられるため、今後確認を行う必要がある。なお、結果はあくまで市販の地図を基にした試算であるため、実際の賦課に当たっては、現地調査及び納税者からの住宅用地使用申告書の提出によって、使用実態を確認する必要がある。</p> <p>住宅用地の特例の適用に当たり、精度の高い判定を行うための改善点としてまとめると次のような点を挙げるができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人員等の制約があるのであれば、一定の時間をかけて計画的に精度の高い現地確認調査を行うべきである。</li> <li>2 今回のサンプリング調査では、一般に市販されている地図情報を活用してきた。一般に市販されている民間の地図情報では、ITの進化に伴い、最新の情報を取り込み土地や家屋の使用状況が地図に反映される仕組みになっているものも多数存在する。固定資産税の税額決定のための情報としては正確性に劣る場合も想定はされるが、効率的に住宅用地の特例適用の事務を遂行するためには、民間の地図情報を積極的に活用すべきである。</li> <li>3 高層マンションや賃貸ビルなどについては、賃貸型の場合には管理事務所がある場合は管理事務所を通じて所有者へ、分譲型については管理組合を通じて入居者へ住宅用地申告書の提出を求めるべきである。この場合に、申告書の提出割合は100%が望ましいが、判定基準となる全体の4分の1又は2分の1を超える提出割合があれば特例判定に役立つので、完全な提出割合まで求めなくとも利用できる。</li> <li>4 外観から使用状況を確認することが難しい家屋については、必要に応じて、土地所有者が個人の場合には個人事業税の課税状況、法人の場合には法人税の申告状況も参照すべきであり、毎年申告される申告内容の把握は現状確認に役立つものである。</li> <li>5 土地所有者である一般納税者に対し、民間作成で一般に市販されている住宅地図等を市税事務所の窓口へ備え付けなどを行い、土地と家屋の利用状況との突合を行うように勧めるべきである。納税者自らも固定資産税の課税状況の把握に努めるよう啓発すべきである。</li> </ol>	
	<p>【報告書115ページ】</p> <p>3.2.3 固定資産税及び都市計画税</p> <p><b>○ 固定資産税（土地・家屋）の減免申請書を確認したところ、申請書の保存がされていない事例、添付書類の保存がされていない事例、相続人から申請書の提出を受けていない事例があったことから是正すべきである。</b></p> <p>固定資産税等の減免は、地方税法第367条の規定に基づき、市税条例第56条の規定により、市長が必要と認めた固</p>	<p>固定資産税の減免申請書については、固定資産税・都市計画税賦課事務取扱要領により保存年限は30年（単年度分は5年）と定められていますが、文書管理が適正に行われていなかったため、保存年限内にもか</p>

定資産について行う制度であり、詳細な取扱いについては固定資産税・都市計画税賦課事務取扱要領に定められている。

固定資産税等の減免を申請しようとする者は、減免申請書及び添付書類を提出する必要がある、札幌市では提出された減免申請書の保存年限を 30 年（毎年度申請を要するものは 7 年）と定めている。

そこで、減免手続が法令、要領の定めに従って適正に行われているか、書類の保存が適正に行われているかを中心に確認を行ったところ、次のような事例が検出された。

【減免手続について検出された事例】

事務所名	減免の内容	検出された事例
西部市税事務所	公益のために使用する固定資産（地区住民等が設置し、地区集会所の用に供する固定資産）	申請書の保存年限は 30 年であるが、保存がなかった。
	公益のために使用する固定資産（公衆浴場の開設者が直接公衆浴場の用に供する固定資産）	申請書の保存年限は 30 年であるが、保存がなかった。
南部市税事務所	公益のために使用する固定資産（公衆浴場の開設者が直接公衆浴場の用に供する固定資産）	申請書の保存はあったが、添付書類の保存がなかった。また、当該固定資産の所有権は相続により移転されているが、相続人からの申請書の提出がなかった。

（包括外部監査人作成資料）

検出された事項に対する今後の対応について、税政部に確認を行ったところ「減免申請書及び添付書類の保存がないものについては、所有者に再提出の協力を依頼します。また、所有権移転があった場合には、減免理由が継続していても、改めて減免申請書の提出が必要になることについて、研修や会議を活用して職員の理解を深めたい」との回答があった。減免申請書等については、後日における申請内容の確認に不可欠な資料であるため、適正な事務処理を行う必要がある。

【報告書 131 ページ】

3.2.6 入湯税

○ FAX を利用した申告方法は適切でない。また、期限後申告について厳格に取り扱うべきである。

札幌市の入湯税の特別徴収義務者は、平成 26 年度では 47 事業者となっている。その申告状況及び実態調査の状況や、特別徴収義務者となるための経営申告書の提出状況について、監査を行った。

毎月申告される納入申告書については、毎月 15 日までに、前月 1 日から末日までの 1 箇月の宿泊及び日帰りの人数並びにその税額を記載した納入申告書を提出しなければならないが、少額納税となる特別徴収義務者の中で 15 日の期限までに

かわらず減免申請書や添付書類が適正に保存されていなかった事例があったものです。

減免申請書等が適正に保存されていなかったものについては、所有者にお詫びをするとともに再提出を依頼しました。また、相続人からの申請書の提出を受けていなかったものについても、改めて申請書が必要な旨を説明し、提出を依頼しました。

今後は、適正な文書管理を徹底していくとともに、課長会議等において、相続による所有権移転があった場合には改めて相続人から減免申請書の提出を受けるよう周知・徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

入湯税の特別徴収義務者は、札幌市税条例第 113 条により、毎月 15 日までに前月 1 日から同月末日までに徴収した入湯税額等を申告納入しなければならないと定められています。

しかし、少額納税となる特別徴収義務者の一者が、申告期限内に申告書原本の提出が間に合わず、FAX によって期限内に申告書が

<p>申告が行われず、FAXで申告書を送信し、後日申告書を期限後に提出していた者があった。その場合に、諸税課においては、その特別徴収義務者からの納入申告書の受付日その期限後の日付とすべきところを、FAXでの申告書送信日が15日までであれば、期限内申告として処理を行っていた。入湯税において、納入申告書の提出期限までに申告できない場合は、加算金や延滞金の賦課の対象となる。よって、申告期限の順守を特別徴収義務者へ求めるべき札幌市において、納税額が少額であったとしても、FAXでの受付日をもって正規な申告がなされたものとするのは、不適切な事務処理である。また、監査では発見されなかったが、そのような状況が通例化されていたとしたら、期限後申告の場合に正規の加算金の賦課が行われているかどうか疑問であり、法令順守している他の特別徴収義務者との関係において公平が保たれないことになる。内部事務について改善が必要である。</p>	<p>送信された件で、後日、申告書原本の受付時に、FAXの受信日を受付日としたケースがありました。</p> <p>この度の指摘を受け、申告書原本が提出された日をもって申告書受付日とするよう是正しました。</p> <p>また、今回は申告税額が少額なため、不申告加算金が課されるものではありませんでしたが、期限後申告で加算金の対象となるものがあった場合には、適切に加算金を課することといたします。</p>
<p>【報告書160ページ】</p> <p>3.2.9 滞納整理事務</p> <p><b>○ 納税者の送達すべき場所が不明の場合は、適切な調査の上で公示送達を実施すべきである。</b></p> <p>(1) 市民税課での取扱い</p> <p>市民税課では、従前、納税通知書が返戻された場合、課税保留という取扱いをしていた。市民税課の課税保留の考え方は、以下のとおりとのものである。</p> <p>《札幌市における課税保留の論理》</p> <p>ア 個人住民税の賦課期日は、その年度の初日の属する年の1月1日（平成27年度の個人住民税であれば平成27年1月1日）である（地方税法第318条）。</p> <p>イ 同年度の納税通知書は第1期の納期限の10日前までに納税者に交付されなければならない（地方税法第319条の2第3項）。よって、普通徴収の市民税については、当該年度の6月上旬に個人市民税の納税通知書が發送される。また、特別徴収の場合は、特別徴収税額の通知が、特別徴収義務者を經由して、年度の初日の属する年の5月31日までに行われる（地方税法第321条の4第2項）。</p> <p>ウ これらの通知が返戻された場合、上記通知が通常送達される日において納税者が当該發送先に住所又は居所等を有していないといえる。</p> <p>エ この場合、当該納税者が、いつ当該發送先から転居又は移転をしていたのかはわからない。そうすると、上記賦課期日である当該年度の1月1日の時点において、既に転居又は移転をしていた可能性が否定できないことになる。具体的には、前年度の12月1日に既に札幌市から転居しており、賦課期日である平成27年1月1日には同市に住所又は居所等を有していなかった可能性がある。</p> <p>オ 仮に上記1月1日の時点において納税者が札幌市に住</p>	<p>地方税法第20条の2の規定では、納税通知書等の送達を受けるべき者の住所等が不明である場合など、一定の調査を行っても送付先が判明しない場合は、公示送達できることとされております。</p> <p>しかし、本市の個人住民税の納税通知書については、できるだけ納税者本人に納税通知書を郵送するための調査を実施することとし、積極的に公示送達を実施していませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、転居先不明等の理由で返戻となった納税通知書等については、住民記録の異動状況や勤務先等への照会など、一定の調査を実施しても再送付先が判明しない場合は、公示送達を実施することといたします。</p>

所又は居所等を有していなかったのであれば、当該納税者に個人住民税を賦課することができない。

カ よって、当該年度の1月1日の時点において札幌市に住所又は居所等があったことが確認できない限り、札幌市が当該納税者に課税権を有しているか不明であるため、課税を保留せざるを得ない。

## (2) 問題点

上記の考え方は、地方税法にそぐわないように思われる。

地方税法は、市町村内に住所を有する個人に市民税を課すものとしており（地方税法第 294 条第 1 項第 1 号）、市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいうとしている（地方税法第 294 条第 2 項）。そして、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とは、要するに当該市町村に住民票を持つ者であるから（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項）、賦課期日において札幌市に住民票を持つ者は、札幌市が住民税の課税権を有するものと取り扱うべきことになる（なお、仮に当該住所地に滞納者が居住していないことが確認されるのであれば、住民票は通常職権消除されていると思われ、また、納税者が住民票を移さずに他の市町村に転居しており、転居先の市町村から住民税を課される場合は、地方税法第 294 条第 3 項及び第 4 項により、その旨、住民票のある札幌市に通知がなされるため、二重課税は生じない）。

## (3) 結論

以上により、札幌市が行っていた上記の課税保留の取扱いは、エ以下の解釈に猜疑があり、地方税法の規定にそぐわないものといえる。

地方税法の規定に従った場合、納税者に送付した納税通知書が返戻されたときには、必要な調査を行った上で、公示送達の可否を検討すべきであり、課税保留としたまま3年間の除斥期間を経過させることは妥当とは言い難い。

現在、課税保留の取扱い状況については、市税事務所全体において返戻分の納税通知書について公示送達が行われたのは総件数で 52 件、また、送付先未判明のまま除斥期間が経過したのは総件数で 264 件であった。

公示送達をするにはその送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合等に限られている。よって、上記の送付先未判明分全てについて公示送達が可能であったかは不明である。仮に公示送達がなされたとしても、居所不明者であるという事情に鑑みれば、その後の滞納処分において回収できた額は少額であると推察され、公示送達により上記税額が全額回収できていたとは到底いえない。

しかし、札幌市からのヒアリングによると、少なくとも課税保留案件につき公示送達の可否に関し十分な調査をし

	<p>ていなかったとのことであり、上記のうち一部については、本来であれば、公示送達により納税義務の消滅が回避でき、その後の滞納整理事務による財産調査等により回収されていた可能性があったといえる。</p> <p>いずれにせよ、公示送達に関して適切な手続をとるべきであり、上記のとおり指摘する。</p> <p>(4) 留意点</p> <p>先に述べたとおり、公示送達調査には、納税者の住所等に訪問し現地調査をするなどの労力と時間がかかる。とすると、少額案件について、納税通知書が返戻された場合全てにおいて当該調査を行うことは効率的な行政運営とはいえない。</p> <p>課税の公平性と行政の効率性の調和の見地から、例えばではあるが、公示送達調査の実施の可否について、一定の内部基準を策定の上、これに基づいて運用するなど、一定の工夫をする必要があるように思われる。</p>	
	<p>【報告書197ページ】</p> <p>3.2.9 滞納整理事務</p> <p><b>○ 少額滞納債権の時効管理を適切に行い、必要に応じて処分停止をするべきである。</b></p> <p>毎年約1億5,000万円から約1億8,500万円程度の税債権が処分停止を経ることなく、消滅時効により消滅している。平均すると1件当たりの額は、約9,000円～1万2,000円程度と僅少であるが、件数が約1万3,000件から2万件に上っているため、結果として少なくない額が毎年消滅時効により消滅している。</p> <p>札幌市の毎年度の市税調定額は約2,900億円であり、これと比較すると消滅時効にかかる税債権はその0.05～0.06%であるため、比率としては極めて僅少なものと見える。また、徴収事務は、費用対効果を意識して実施しなければならない。用いることができる人員並びに時間と労力にも限界がある。よって、少額債権の取立て及び管理の優先順位が低くなるのは、効率的な行政運営の見地からはやむを得ないものがあり、結果として消滅時効期間が満了することは、避けられない側面があるとも見える。</p> <p>しかし、平成25年度分をみると、滞納繰越分の調定額に占める消滅時効及び停止中時効の額は合計3億6,000万円超であり、比率としては同調定額の約3.5%となっている。</p> <p>また、市税債権の消滅時効は、札幌市の滞納整理事務では予定されておらず、時効消滅は合規性の見地からも妥当とはいえない。</p> <p>行政運営に経済性、効率性、有効性が求められるとしても、その土台にあるのは合規性である。よって、消滅時効となる市税債権が極力生じないよう、滞納処分又は処分停止の判断を迅速かつ適切に行うべきである。</p> <p>なお、札幌市では少額案件の処分停止について、税政部納税指導課長により一定の目安が策定されているが、上記の消滅時効及び停止中時効案件数に鑑みると、一層実務に適応した目安が策定されるべきと考える。</p>	<p>市税債権の時効完成による消滅額は、平成25年度決算で約167百万円となっており、市税調定額全体に対する比率は0.05～0.06%と僅少ではありますが、平成21年度以降、毎年150百万円以上の市税債権が消滅時効により消滅しています。</p> <p><b>滞納整理を進める場合、滞納税額が比較的高額の案件から優先的に対応するため、滞納税額が少額の案件に対する滞納整理が十分に行われないうち、こうした案件が5年間滞留した結果、消滅時効が完成し、市税債権が消滅していることから、消滅時効により市税債権を消滅させないよう、平成28年度からは翌年度に消滅時効が完成する案件のリストを作成して対応するなど、時効完成時期の管理を徹底します。また、処分停止事由に該当する案件は処分停止を行い、処分停止を経ない時効完成により市税債権を消滅させないよう取り組みます。</b></p>

## (2) 意見

監査対象 局部	意見	意見に対する措置 (検討結果及び対応)
財政局 税政部	<p>【報告書 69 ページ】</p> <p>3.2.1 個人市民税</p> <p><b>○ 未申告者の所得調査の二次調査で督促ハガキを送付し、申告を促すこととなっているが、北部市税事務所及び南部市税事務所での送付をしていない。その結果、未申告者に対する申告勧奨の機会が減少し、課税の公平性を維持する観点から、早急に督促ハガキの送付を再開すべきである。</b></p> <p>「賦課事務の手引き」の 4-45 に記載されている未申告者に対する所得調査の事務フローでは、一次調査（住民税申告書の送付）を実施しても住民税申告書の提出がなかった者に対して、二次調査の方法として督促ハガキを送付することとなっている。</p> <p>各市税事務所市民税課で、未申告者の所得調査の流れについて、ヒアリング調査を実施するとともに、各市税事務所で作成した、平成 25 年度から 26 年度までの未申告者に係る所得調査の結果の資料の提供を受けた。その中で、北部市税事務所（北区、東区を管轄）と南部市税事務所（豊平区、清田区、南区を管轄）では、二次調査の督促ハガキの送付を実施していないことが確認された。また、北部市税事務所及び南部市税事務所に、督促ハガキを送付していない理由等を確認したところ、「送付を取り止めた時期及び理由ともに不明。」との回答であった。</p> <p>未申告者の所得調査について、税政部市民税課から「地域性などを考慮して各市税事務所の判断で効果的な調査を実施している。現在は、国税連携システム等により国税当局から提供される法定調書を基に、課税所得がある場合には、別途、住民税申告書の提出を勧奨するなどの補正調査を実施していることから、二次調査として申告書が提出される者は非課税者がほとんどであり、市税収入への影響は大きくないと考えている。」と回答を得ているが、北部市税事務所と南部市税事務所は、（未申告者の申告件数）／（一次調査での申告書送付件数）の申告割合が、平成 25 年度から 26 年度の下位 1 位・2 位の市税事務所となっており、督促ハガキの送付を取り止めたことが、申告割合の低下に影響していることは明らかである。</p> <p>平成 13 年度の包括外部監査の結果報告書「市税および国民健康保険料」の未申告者調査の監査結果には、「補正申告書・補正ハガキの送付を実施することにより、全市で 1,817 件の課税が行われており、税収確保の観点からはある程度の効果が現れていると判断することができる。しかし、各区の実施状況を見ると網羅的な送付作業が行われていない区も見られる。税収の確保とともに、課税の公平性を保つためには、網羅的な送付を実施する必要がある。」と報告されているが、その包括外部監査から 10 年以上を経過した現在、北</p>	<p>本市においては、課税の公平性を確保する観点から、給与支払報告書や確定申告書等の賦課資料が一切提出されていない、いわゆる「未申告者」を対象に、住民税申告書を送付して前年中の収入等の申告を促すなど、未申告者に係る所得調査（以下「補正調査」という。）を実施しております。この補正調査で送付した住民税申告書が一定期間提出されない場合には、本市独自の取扱いとして「督促ハガキ」を送付して提出を促す取扱いとしております。</p> <p>しかし、指摘のあった市税事務所においては、「督促ハガキ」を送付することによる税収確保への効果が小さいことなどを理由に送付を取り止めておりました。</p> <p>この度の意見を受け、平成 28 年度以後は、補正調査として送付した住民税申告書が一定期間提出されない場合、「督促ハガキ」を確実に送付して申告を促すこととし、課長会議等において周知徹底を図りました。</p>

	<p>部市税事務所と南部市税事務所において、督促ハガキの送付を取り止めた結果が未申告者の申告割合が下位になっている原因だと考える。</p> <p>よって、未申告者に対する所得調査が各市税事務所ではばらつきがあり、その調査方法に統一性がないことは、課税の公平性の観点において適切とは言い難いことから、早急に督促ハガキの送付を全市統一して実施すべきである。</p>	
	<p>【報告書 7 1 ページ】</p> <p>3. 2. 1 個人市民税</p> <p>○ <b>未申告者の所得調査で申告がなかった者の取扱いは、「賦課事務の手引き」の 4-45 の未申告者の所得調査フローでは、要再調査又は課税保留となっているが、各市税事務所における調査の実態は、納税者が自ら所得なしのため申告不要と判断したとみなして、督促ハガキの送付以降の処理が実施されていないことから、「賦課事務の手引き」の 4-45 の未申告者の所得調査フローを実態に即した内容に改訂すべきである。</b></p> <p>地方税法第 317 条の 2 第 1 項各号及び市税条例第 30 条第 1 項各号に該当する者について、個人住民税の申告義務が免除されている。税政部市民税課に、未申告者へ一次調査の申告書や二次調査の督促ハガキを送付し、その申告書等の提出がない場合の取扱いについて確認したところ、「未申告者に一次調査で申告書を送付する際に、前年中に所得がなかった場合は申告の義務がない旨を記載した文書を申告書に同封して送付し、申告書や督促ハガキを送付しても何の連絡もない場合は、納税者が自ら所得なしのため申告不要と判断したとみなして、それ以上の調査は原則行わないこととしている。」との回答を得た。しかし、一次調査の申告書送付時に同封される個人住民税（市民税・道民税）申告の手引きの「収入がなかった方」の説明文には、「申告書を提出するか、お電話でその旨のご連絡をお願いします。」と記載され、また、「賦課事務の手引き」の 4-45 の未申告者の所得調査フローには申告処理されなかった者の取扱いは①要再調査、②課税保留のいずれかの取扱いであり、あくまでも未申告の場合には、その者から何らかのアクションで判断すべきであると解すべきである。税政部市民税課が、地方税法第 317 条の 2 第 1 項各号及び市税条例第 30 条第 1 項各号に該当する者の申告義務が免除される規定により処理しているとされるならば、「賦課事務の手引き」の 4-45 の未申告者の所得調査フロー図を改訂し、実態に即した内容とすべきである。</p>	<p>本市が実施している補正調査の事務手順は、「賦課事務の手引き」において処理手順を定めており、この中では、「督促ハガキ」を送付しても申告書の提出がない場合は、「要調査（実地調査等）」又は「課税保留」とする取り扱いとしております。</p> <p>しかし、各市税事務所における「督促ハガキ」送付後の補正調査の実態は、費用対効果の面などから、実地調査などの追跡調査は行わないこととしており、「賦課事務の手引き」に記載された処理手順と実際の処理手順とに相違がありました。</p> <p>この度の包括外部監査における意見を踏まえ、平成 28 年度中に「賦課事務の手引き」の記載内容を実態の処理手順に即した内容に改訂し、各市税事務所市民税課へ通知することとします。</p>
	<p>【報告書 7 2 ページ】</p> <p>3. 2. 1 個人市民税</p> <p>○ <b>事務所・事業所課税対象者の調査票の作成に至る過程の資料収集方法について、「賦課事務の手引き」の 4-49 には、「保健所での営業カード・食品販売カード」や「その他」として士業などの事務所・会員名簿の活用が記載されているが、各市税事務所におけるヒアリング調査では、</b></p>	<p>個人住民税の賦課期日である 1 月 1 日現在において本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方は、札幌市税条例第 30 条第 6 項の規定により、事務所、事業所又は家屋敷の所在その他</p>



「これらを活用した調査を今まで一度も実施していない。」とのことであった。固定資産税課が、保健所から提供を受けた平成 26 年度の営業施設許認可の資料を基に、事務所・事業所課税の賦課状況の調査を依頼したところ、調査対象 167 件のうち、課税もれ 2 件、要調査 20 件（札幌市に住民登録がない者 7 件、個人特定ができない者 2 件、確定申告書が提出されていない者 11 件）の結果であり、現在の調査方法は、課税の公平性や網羅性の観点で十分な調査とはいえない。他課が保有する情報も含めた調査を実施するなど、早急に効率的・効果的な調査方法に改善すべきである。

現在の事務所・事業所課税対象者の調査票作成に係る資料収集方法について、各市税事務所にヒアリングを実施したところ、「確定申告書（決算書等を含む）・住民票・ホームページ（屋号と場所の確認）などを基に調査している。」との回答であった。

しかし、「賦課事務の手引き」の 4-49 に記載されている「保健所での営業カード・食品販売カード」や「その他」として土業などの事務所・会員名簿を利用した調査が今まで一度も実施されたことがなく、また、「賦課事務の手引き」の 4-49 に記載されている資料収集方法の認識がされていない実態も確認され、課税の公平性や網羅性を意識した課税事務が行われているとは言い難い。

さらなる資料収集方法として、中央市税事務所諸税課が、事業所税の課税のために収集している事業所用家屋貸付等申告書の利用を加えることにより、網羅性はより向上するものと考ええる。

また、税政部市民税課が各部署（市民税課・諸税課・固定資産税課）で管理・利用している各資料を横断的に利用できるようにリーダーシップをとるとともに、職員への周知を徹底していくことにより、効率的・効果的な調査が実現するものと考ええる。

なお、中央市税事務所固定資産税課が、保健所から提供を受けた平成 26 年度の営業施設許認可（医療関係、理美容業、飲食店業）の資料を基に、事務所・事業所課税の賦課状況の調査を依頼した結果、課税漏れ 2 件及び要調査（課税対象となる可能性があるもの）20 件であり、営業施設許認可リストの認可件数に占める割合は 13.2%（22 件／167 件）であったことから、これらの資料の活用が、課税対象者の捕捉において有効であるといえる。

必要な事項を記載した申告書を 3 月 15 日までに提出しなければなりません。しかし、実態として市民の方から申告書が提出されない場合もありますことから、事務所、事業所又は家屋敷課税の要件に該当すると思われる方を調査して申告書を送付し、提出を促す取り扱いとしております。

本市では、納税者が税務署へ提出した確定申告書をもとに、本市内で個人事業を行っている方を特定し、この中から事務所・事業所課税の対象となると思われる方に対して申告書を送付して提出を促すこととしておりますが、「賦課事務の手引き」には、「保健所での営業カード・食品販売カード」や「土業の会員名簿」等を利用して対象者を捕捉する方法が記載されています。

しかし、現在は「保健所での営業カード・食品販売カード」や「土業の会員名簿」等を利用した調査は実施しておりませんでした。

また、この度の監査において「保健所が保有する営業施設許認可に係る情報」を利用した調査を実施したところ、課税対象として調査すべき案件（課税もれ 2 件、要調査 20 件）が検出されたことから、その後調査を行い、課税要件を満たすものについては、納税通知書を送付しました。このように、現行、本市が実施している確定申告書による調査だけでは、課税対象者を十分に捕捉しきれていないことが判明しました。

この度の意見を踏まえ、平成 28 年度以降の事務

		<p>所、事業所課税に係る対象者の調査においては、「保健所が保有する営業施設許認可に係る情報」を利用した調査及び「士業の会員名簿」を利用した調査を現行の調査に組み入れて実施することとしました。</p>
	<p>【報告書74ページ】  3.2.1 個人市民税  ○ 従業員の個人住民税を特別徴収していない事業者において、給与支払報告書が未提出の場合、当初賦課時期には事業者に対する給与支払報告書の提出督励を行わず、従業員が未申告の場合に所得調査の一環として、提出を督励する取扱いとしているが、調査の効率的な手法とはいえず、経済性の面からも適切ではないことから、給与支払報告書が未提出となっている事業者については、特別徴収を実施している事業者と同様の時期、手法により提出の指導等を実施すべきである。</p> <p>従業員の個人住民税を特別徴収している事業者（以下「指定義務者」という。）において、給与支払報告書が未提出の場合には、当初賦課事務の段階（3月下旬）で出力される「未入力特徴義務者リスト」を基に、電話連絡により未提出理由の確認・提出に係る指導等を実施している。</p> <p>一方、従業員の個人住民税を特別徴収していない事業者において、給与支払報告書が未提出となっている場合には、事業者への指導等ではなく、従業員が未申告の場合に、所得調査の一環として、給与支払報告書の提出を督励する取扱いとしている。</p> <p>しかし、事業所が特別徴収を実施している場合と実施していない場合とを区別して調査方法を変えることは、効率的な手法とは言い難く、経済性の面からも適切とは言い難い。</p> <p>事務処理の効率性・経済性の観点からは、給与支払報告書が未提出となっている事業者が指定義務者でない場合であっても、指定義務者と同じ指導等とするべきである。</p>	<p>個人住民税の賦課期日である1月1日現在において、給与の支払をする者（以下「給与支払者」という。）で所得税の源泉徴収義務がある者は、市税条例第30条の4の規定により1月31日までに市長に対して給与支払報告書を提出しなければなりません。しかし、期限までに給与支払報告書が提出されない場合もあることから、本市では前年度の個人住民税を特別徴収していた給与支払者（以下「指定義務者」という。）のうち、新年度の給与支払報告書を提出していない者を対象として、毎年4～5月に電話や文書を送付して、給与支払報告書の提出指導を行っております。</p> <p>しかし、個人住民税の特別徴収を実施していない給与支払者（以下「非指定義務者」という。）については、各市税事務所が8月以降に実施している「補正調査」の一環として、前年中に給与支払報告書の提出があった者で新年度の提出がない者に限り、調査や提出指導をする取り扱いとしておりました。</p> <p>この度の意見を踏まえ、平成29年度からは「非指定義務者」に対する提出指導についても「指定義務者」と同様の時期・方法により提出指導を行うことと</p>

		し、平成 28 年度中に、具体的な対象範囲や処理手順を定めることとしました。
	<p>【報告書 75 ページ】</p> <p>3. 2. 1 個人市民税</p> <p>○ <b>給与所得に係る個人住民税の特別徴収は、法令により義務付けられ、その周知は様々なリーフレットや各種説明会などにより実施されているが、特別徴収制度の利便性のアピールや今までにないサービスを提供するなど、特別徴収制度の更なる利用向上のための施策を検討すべきである。</b></p> <p>給与所得に係る個人住民税の特別徴収は、法令により義務付けられていて、その周知は、ホームページへの掲載、様々な郵送物へのリーフレットの封入及び各種説明会などにより実施されている。しかし、札幌市の特別徴収制度の普及割合は、40%台前半で推移しており、効果的な周知が行われている状況とは言い難い。</p> <p>地方税法の規定では、特別徴収に係る納期の特例制度が設けられており、給与の支払を受ける者が常時 10 人未満である場合には、「納期の特例に関する申請書」を提出し、承認を受けることにより、年 12 回の納入から年 2 回（6～11 月までの分を 12 月 10 日まで、12 月から翌年 5 月までの分を 6 月 10 日まで）の納入とすることができる制度である。しかし、その利用率を計る指標として、特別徴収の課税者が 10 人未満の特別徴収義務者に占める納期の特例制度を利用している事業者の割合は、2.0%前後で推移しており、その制度の理解が広がっている状況とはいえない。</p> <p>今後は特別徴収制度の普及に向けて、特別徴収税額の納期の特例制度が所得税の源泉徴収事務の納期の特例制度に似ていることをアピールし、制度利用による利便性の向上について事業者の理解を深めるなどの広報活動を充実させるとともに、希望する事業者には他の市町村でも実施している個人住民税の納付書に税額を印字するサービスや、ホームページから納付書を作成できるシステムの構築など、所得税の源泉徴収事務にないサービスの提供や利便性をアピールすることも検討すべきである。</p>	<p>給与所得に係る個人住民税は、札幌市税条例第 33 条の 2 の規定により、原則として特別徴収により徴収することとされております。本市においては、給与所得者に係る特別徴収推進の取り組みとして、市のホームページや給与支払者に送付する各種リーフレット等により特別徴収制度の普及促進に努めてきたところで、</p> <p>この度の意見を受け、特別徴収制度の周知及び利用促進として、納税者が特別徴収制度を利用した場合における利便性、給与支払者が特別徴収に係る納期の特例制度を利用した場合における利便性を積極的にアピールする方向で周知内容等の見直し等を行うこととしました。</p> <p>また、法令順守や納税者の利便性確保の観点から、個人住民税を特別徴収する法定義務のある給与支払者を対象として、積極的に特別徴収義務者に指定する取組を進めて行くこととします。</p>
	<p>【報告書 77 ページ】</p> <p>3. 2. 1 個人市民税</p> <p>○ <b>退職手当等に係る個人住民税の特別徴収税額の確認に有効な、退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書が未提出の事業者には、電話やハガキ等で提出を促し、積極的に特別徴収税額の確認をすべきである。</b></p> <p>退職手当等に係る個人住民税の特別徴収税額の確認については、給与所得に係る個人住民税を特別徴収している事業者（以下「指定義務者」という。）及び納入書の送付の依頼のあった指定義務者ではない事業者から提出される、市民税・道民税納入申告書に記載された特別徴収税額と退職所得の特別徴収票又は退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書を突合せし、事業者が納入した退職手当等の特別徴収税額と金</p>	<p>個人住民税の退職手当等に係る特別徴収税額の個人別内訳書（以下「個人別内訳書」という。）は、法令等に規定された書類ではなく、本市が独自に退職手当等に係る個人住民税が適正に徴収されているかを確認することを目的として、特別徴収義務者に協力していただける範囲で提出をお願いしている書類です。</p> <p>この度の意見を踏まえ、</p>

	<p>額が一致しているかを確認している。</p> <p>平成 26 年度の市民税・道民税納入申告書の中から、10 件の退職所得の特別徴収票と退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書のサンプリング調査を実施し、突合せ作業をした結果、双方の資料がないものが 4 件（指定義務者 2 件、指定義務者ではない義務者 2 件）確認された。</p> <p>なお、退職所得の特別徴収票の提出範囲等の取扱いは、地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（昭和 29 年 5 月 13 日自乙市発第 22 号、各都道府県知事宛自治庁次長通達）に規定されており、退職所得の特別徴収票は、法人がその役員に対して支払う退職手当等に限って、市町村長に提出する義務を負うこととなっているが、その他の者に対して支払う退職手当等について、提出義務はないこととなっている。</p> <p>一方、退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書は、法令等により市町村長への提出が義務付けられているものではなく、札幌市独自の取扱いとして退職所得の特別徴収票の提出義務がない者を含めて、退職手当等の支払いをした事業者には、提出をお願いしているものとなっている。</p> <p>そのため、退職手当等に係る特別徴収税額を納入する際に、市町村長へ提出する市民税・道民税納入申告書に記載された特別徴収税額が、適切に算出されているかを確認する作業が一部できない状況となっている。</p> <p>現在、札幌市は退職所得の特別徴収票及び退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書のどちらかが提出された場合のみ、市民税・道民税納入申告書との突合せ確認をしているが、適正な徴収の確認を実施するために、退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書が未提出の事業者に対して、電話やハガキ等により提出を促すなどして、積極的に特別徴収税額の確認を実施すべきである。</p>	<p>個人別内訳書が未提出の事業者に対する提出督促について、実施する場合の課題や費用対効果等を検証するため、試験的に個人別内訳書の提出督促を実施することといたします。</p>
	<p>【報告書 78 ページ】</p> <p>3. 2. 1 個人市民税</p> <p><b>○ 退職手当等に係る個人住民税の特別徴収が、適正に実施されているかを確認するための補正調査の実施を検討すべきである。</b></p> <p>退職手当等に係る個人住民税の納付方法について、給与所得に係る個人住民税を特別徴収している事業者（以下「指定義務者」という。）は理解する機会があると思うが、指定義務者ではない事業者については、理解する機会がほとんどない状況と考えている。税政部市民税課では「所得税と住民税は退職所得に係る所得金額や課税標準額が同一であり、所得税の源泉徴収を行っているにもかかわらず、個人住民税の特別徴収のみを行わないことは考えにくいとの理由から、あえて調査することとしていなかった。」との回答であったが、一般の従業員等に退職金を支払った事業者が、個人市民税を特別徴収する知識や考えがない場合もあり得ることから、何らかの退職手当等に係る個人住民税の補正調査が必要と考える。</p> <p>よって、退職手当等に係る個人住民税の特別徴収が、適正</p>	<p>退職手当等の支払をする者は、市税条例第 36 条の 5 の規定により、退職手当等を支払う際、その退職手当等に係る個人住民税を特別徴収の方法によって徴収しなければならないこととされています。また、退職手当の支払いを受ける者は、市税条例第 36 条の 7 の規定により、退職所得申告書を市長に提出しなければならないこととされており、これとは別に、本市独自の取り組みとして、退職手当等に係る個人住民税を特別徴収した義務者に対して、個人別内訳書の提出を求めることで退職手当等に</p>

	<p>に行われているかを確認する補正調査の実施方法を検討すべきである。</p>	<p>係る個人住民税の適正な徴収の確保に努めているところです。</p> <p>この度の意見を受け、退職手当等に係る個人住民税の「補正調査」の有効性を検証するため、抽出調査を実施することといたします。</p>
	<p>【報告書 79 ページ】</p> <p>3. 2. 1 個人市民税</p> <p>○ 個人住民税の減免申請における減免事由が失業等による担税力不足の場合の申請・審査処理において、失業等の事実を客観的に証する書類がない場合の審査が適正に実施されるように、減免事務取扱要領を改訂し、職員への周知・指導を徹底すべきである。</p> <p>各市税事務所において、平成 24 年度から 26 年度までの減免審査資料の簿冊から、ランダムに選定した平成 26 年度の 10 件の生活保護減免及び平成 24 年度から 26 年度までの担税力減免の全ての審査資料を確認した。</p> <p>この中で、東部市税事務所における平成 26 年度の厚別区の失業等の事由 1 件で、減免通知が交付されていたが、失業等を客観的に証する資料の確認ができなかった。また、西部市税事務所における平成 26 年度の手稲区の失業等の事由 1 件で、減免通知が交付されていたが、失業等を客観的に証する資料の確認ができなかった。これらの審査資料については、後日、「申請書を受付する際に、失業等の事実を申請者本人から詳細に聴取し、申請事由に疑義がないものであった。」とする報告を税政部市民税課から受けたが、その失業等の事実を客観的に証する資料が添付されず、申請者本人から聴取した内容も記録されていなかったことは、失業等を減免事由とする審査として、適切な事務処理とは言い難い。今後は、失業等を申請事由とした減免申請を含め、減免申請の際に納税者が申し出た申請事由を客観的に検証できる書類の提出がない場合の処理方法を整理するなどして、減免事務取扱要領を改訂するとともに、職員への周知・指導を徹底すべきである。</p>	<p>本市における個人住民税の減免は、市税条例第 35 条に基づき、原則、納税者からの申請によって審査・決定している。減免の審査・決定に係る具体的な事務処理の手順は「個人市・道民税減免事務取扱要領」に規定されており、各市税事務所では、この要領に基づき減免の審査・決定事務を進めることとしています。</p> <p>しかし、現行の「個人市・道民税減免事務取扱要領」では、失業等を理由とする減免申請があった場合において、申請事由（失業等の事実）を確認するための書類が例示されておらず、また、失業等を客観的に証する書類が無かった場合における取り扱いも示されていないことから、市税事務所間において減免を審査・決定する過程で確認内容（添付書類）に差異が生じる可能性があります。</p> <p>この度の意見を受け、減免を審査・決定する際に失業等を客観的に証する書類が添付できない場合、納税者に申立書の提出を求めるよう課長会議等で周知徹底を図りました。また、減免申請書に添付すべき書類について「個人市・道民税減免事務取扱要領」に追記するなど、平成 28 年中に改訂版を各市税事務所へ配布</p>

	<p>【報告書 84 ページ】</p> <p>3.2.2 法人市民税</p> <p><b>○ 未届法人を把握するための調査方法で、個人市民税の事務所・事業所課税の資料収集で活用することとなっている、保健所での営業カード・食品販売カードの活用をしていなかった。この保健所から提供を受けた平成 26 年度の営業施設許認可の資料や、雑居ビル 1 棟の看板表示の現況調査及びテナントビル 1 棟の事業所用家屋貸付等申告書を基に、未届法人の事務所・事業所等の確認調査を依頼したところ、調査対象 429 件のうち、申告内容に問題がある可能性があり、調査を要すると考えられるものが 22 件判明したことから、課税の公平性や網羅性の観点より、早急に効率的・効果的な調査方法に改善すべきである。</b></p> <p>札幌市法人市民税事務取扱要領の P285 に未届法人の調査フローが掲載され、未届法人の調査方法として、登記事項調査票・道税処理一覧表・事業所用家屋使用状況申告書などを基に未届法人を把握することとなっている、これを基に未届法人一覧名簿が作成されていることを確認したが、個人市民税の事務所・事業所課税の対象者の調査票作成の資料収集で、保健所からの提供リスト等も活用することとなっている事実を知らなかったことは、課税の効率性・効果性のある調査方法とは言い難い。</p> <p>今後は、税政部市民税課が、市民税課・諸税課・固定資産税課で管理・利用している各資料を横断的に利用できるようにリーダーシップをとるとともに、諸税課職員に対してこれらの調査方法を周知・徹底していくことで、効率性・効果性はより向上し、網羅的な調査が実現するものとする。</p> <p>また、①保健所から提供を受けた平成 26 年度の営業施設許認可（医療関係、理美容業、飲食店業）資料、②包括外部監査人が看板表示の現況調査を実施し、資料収集した北区に所在する雑居ビル 1 棟、③事業所税の事業所用家屋貸付等申告書を活用し、中央区に所在する商業テナントビル 1 棟の未届法人の事務所・事業所等の確認調査を依頼した結果、適正に申告があるなど、既に調査を進めているものを含めた件数は 407 件、それ以外で申告や届出が必要な件数は 22 件であり、調査件数に占める割合は 5.1%（22/429 件）であった。</p> <p>この中で未届法人の調査方法の一つとして、事業所用家屋使用状況申告書を基に未届法人を把握することとなっているが、中央区のテナントビルは調査件数 164 件のうち、申告内容に問題がある可能性があり、調査を要すると考えられるものの件数は 7 件であり、調査件数に占める割合は 4.3%（7 件/164 件）であった。</p> <p>以上のことから、市民税課・諸税課・固定資産税課の各課で管理・利用している各資料の活用が有効であることを証明している。</p> <p>なお、北区の雑居ビルの看板表示の現況調査を実施したが、その調査結果は調査対象 106 件のうち、申告内容に問題</p>	<p>することといたします。</p> <p>本市内に新たに事務所、事業所等を有することとなった法人は、市税条例第 30 条第 8 項により、名称、代表者氏名、事務所所在地等を記載した設立届出書を提出しなければなりません。しかし、実態として法人から設立届出書が提出されない場合もあることから、本市では、事務所、事業所の届出が必要と思われる法人に対して、未届法人の調査を行っております。未届法人の調査方法として、事業所税等の他税目の申告及び届出内容、法務局の登記調査等により未届法人の把握を行ってまいりました。</p> <p>また、調査を要すると考えられる 22 件の法人については、全件、現地調査等を行い、活動している法人からは、設立届出書又は申告書の提出がありました。</p> <p>この度の包括外部監査における意見を踏まえ、平成 28 年度以後の未届法人の調査については、保健所からの情報等を活用し、商業テナントビル等の現況調査について効果的な調査方法を検討し、実施いたします。</p>
--	---	--

	<p>がある可能性があり、調査を要するものと考えられるものなどの件数は8件であり、調査件数に占める割合は7.5%（8件/106件）であった。現在、ほとんど実施していない雑居ビルや商業テナントビルの現況調査については、定期的な現況調査も検討すべきと考える。よって早急に効率的・効果的な調査方法を検討し、改善すべきである。</p>	
	<p>【報告書86ページ】  3.2.2 法人市民税  ○ <b>札幌市内における各区の法人市民税の均等割額の算定に用いられる従業者数の確認調査を積極的に実施すべきである。</b></p> <p>申告納税制度となっている法人市民税では、2以上の市町村において事務所・事業所等を有する分割法人の法人税割額や、札幌市内における各区の法人市民税の均等割額の算定は、従業者数に応じて法人税割額の分割又は均等割額の税率が定められているために、その従業者数を把握することは、分割法人の法人税割額や各区の均等割額を算定する上で、とても重要なものといえる。</p> <p>税政部市民税課に行ったヒアリング調査では、「均等割の従業者数について、分割基準と大きな差異がある場合、ホームページ等で申告内容と異なる場合等は、電話照会、実態調査等を行い、従業者数の確認を行っております。具体例として、申告上の均等割で申告した課税区以外の支店をホームページ等で確認し、修正申告書の提出を求めています。」とあり、また、「分割法人の調査では、北海道からの通知により確認していますが、疑義がある場合は法人・関与税理士に確認しています。また、他の市町村へは必要が生じた場合、随時確認しています。」との回答で、分割法人の従業者数の検証はある程度、確認できるものであった。</p> <p>しかし、札幌市内の各区の法人市民税の均等割額算定に係る従業者数について、例えば従業者数が50人超と50人以下で均等割額の税率が大きく変わることから、その従業者数の確認方法を中央市税事務所諸税課にヒアリングしたところ、「申告書の記載内容に問題がない場合、均等割の算定で用いる区ごとの従業者数が50人前後であることのみで、実態確認調査等を行っていません。」との回答であり、積極的に確認調査を今まで実施していなかった。</p> <p>全ての法人の従業者数を調査することは不可能であっても、50人前後の法人を抽出し、その従業者数を調査することは可能と考える。</p> <p>よって、札幌市内における各区の法人市民税の均等割額の算定に用いられる従業者数の有効な確認調査方法を検討し、積極的に確認調査を実施すべきである。</p>	<p>本市に事務所、事業所等を有している法人は、市税条例第33条第5項の規定により、法人市民税を申告納付しなければなりません。法人市民税の均等割額は、区ごとに税額を計算し、区ごとの従業者数が50人超か50人以下であるかにより、税額が異なります。本市では、均等割額の従業者数について、法人市民税法人税割の添付書類である分割明細書の従業者数と大きく異なる場合など、法人、税理士に対して確認を行ってまいりました。</p> <p>この度の意見を受け、平成28年度以後は、調査対象法人の抽出条件を考慮の上、従業者数の確認調査を実施いたします。</p>
	<p>【報告書97ページ】  3.2.3 固定資産税及び都市計画税  ○ <b>現地調査の記録方法等の統一を図るべきである。また、深度をもった現地調査を計画的に行うべきである。</b></p> <p>市税事務所では、夏と年末に土地と家屋の現地調査を行っ</p>	<p>現地調査については、担当者が地区の図面を携帯し、現地の利用状況について調査した結果を記録していますが、その記録方法等</p>

ている。市税事務所ごとに担当地域の広さや件数に違いがあるため、現地調査に要する期間については一律ではないが、夏は2週間以上をかけ徒歩・自転車・自動車等を用いて、担当者ごとに割り当てられた地域を確認し、年末は新增築や異動があった物件などをピンポイントで確認している。平成26年度においては、市税事務所合計で土地評価担当の土地係は2,115日、家屋評価担当の家屋係は8,032日の現地調査が実施されている。現地調査の計画・方針は特に定められていないが、年2回の現地調査の主な着眼点は、下図のとおりであり、外勤時に把握した情報は土地係と家屋係で適宜共有され、連携が図られているとのことである。

【現地調査の際の主な着眼点】

区分	夏	年 末
土地係	・土地の利用状況の確認	・夏の現地調査以降に新たな登記情報の通知があった場合の現地確認 ・家屋の新築及び滅失確認（住宅用地の特例適用の有無）
家屋係（木造）	・既存家屋の現地確認（増改築や滅失等の把握） ・新築家屋及び建築工事中家屋の状況確認	・建築工事未完了家屋の完成・未完成の確認 ・既存家屋の滅失確認（夏の現地調査以降の滅失家屋を把握）
家屋係（非木造）	・既存家屋の現地確認及び滅失確認 ・新築家屋及び建築工事中家屋の状況確認	・建築工事未完了家屋の完成・未完成の確認 ・既存家屋の滅失確認（夏の現地調査以降の滅失家屋を把握）

（市税事務所作成資料に包括外部監査人一部加除）

現地調査で、担当者は担当地域の地図を作成・携帯し、当該地図に異動があった物件については情報をメモし、異動がない物件についてはチェックマークを付すなどして記録を行っている。監査の際、数名の担当者が作成した地図を確認したが、地図の作成方法、メモの方法、外勤を行った日付の記載の有無について統一が図られていなかった。人事異動や担当地区替え、上席者による確認、後日の検証等を考えた場合には、地図の作成方法、記録方法の統一を図り、一定期間保存すべきである。

現在の現地調査は、土地係の現地調査において、家屋の新築・改築・滅失など、明確な使用実態の変化があった場合には、聞き取り調査等が行われているものの、使用状況の変化は、外観による確認が主になっており、現況を十分に確認できていない。今回も住宅用地の課税標準に関する特例に対して、監査を行ったところであるが、家屋係との連携による情報やデータの収集に加え、民間の地図情報等を現地調査の事

について統一が図られていなかったものです。

この度の意見を受け、今後は記録方法を含め現地調査の手法や着眼点等について土地評価事務取扱要領等に明記するとともに、外勤前に市販の住宅地図等を確認するなどして、より正確な実態把握に努め、土地係と家屋係の連携を密にして効果的な現地調査を実施していきます。

また、非課税や減免を行っている物件についても、外観から状況を確認するだけでなく、一定期間ごとに所有者等に聞き取り調査を実施し、より綿密に現地を確認していきます。



	<p>前準備として把握し、調査に臨むことによって、状況の変化を確認することが可能と思われる事例があった。防犯上、自由に出入りすることができないアパートやマンションなどの建物も増え、現地調査による状況把握が難しくなっていることは理解するが、より正確な課税を行うため、新築・改築・滅失などの物理的な増減があった物件だけではなく、既存物件に対しても納税者からの情報収集に加え、地図情報等の民間情報も活用するなど、深度をもった現地調査を行うべきである。その際、札幌市内に存在する土地・家屋は膨大な件数であり、やみくもに現地調査を行っても効果は上がらないと考えられるため、市税事務所全体で、現地調査に関する中長期的な計画、年度ごとのテーマを定めるなどして効率的に実施すべきである。</p> <p>また、非課税物件、減免物件に対しては、現地調査の際に非課税、減免となった状況が継続しているかについて確認が行われているが、これについても、先に記載したとおり外観からだけではなく、定期的に聞き取り調査等を行うなどしてより正確な確認を行うべきである。</p>	
	<p>【報告書 1 1 7 ページ】</p> <p>3. 2. 3 固定資産税及び都市計画税</p> <p><b>○ 市税条例で提出義務がある住宅用地使用申告書及び固定資産税減額申告書について、納税者に積極的に周知し提出を受けるべきである。</b></p> <p>固定資産税（土地）の課税標準は、固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものであるが、住宅用地については課税標準になるべき価格の3分の1（小規模住宅用地については6分の1）の額とされている。土地の所有者は、新たに住宅用地の使用を開始した場合、住宅用地の使用を変更した場合、住宅用地の使用を廃止した場合には、市長に対し、市税条例第 59 条の 2 の規定により、住宅用地の所在、面積等の賦課徴収に必要な事項を記載した申告書（以下「住宅用地使用申告書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>地方税法第 403 条第 2 項の規定には「固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によつて、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によつて、公正な評価をするように努めなければならない。」と規定されており、担当職員は住宅用地使用申告書提出の有無にかかわらず、特例が適用される土地については特例に従って賦課決定をすべき職務上の義務を負っているとした判例もある。</p> <p>この住宅用地使用申告書の提出状況について確認を行ったところ、市税事務所全体で年間数十件程度しか提出がなかった。市税事務所においては、土地の所有者から自主的に提出された申告書の受理は行っているものの、上記地方税法の解釈、納税者の利便性、事務量等を考慮して全件提出を促すような運用を行わず、例えば、新築住宅の場合、住宅用地使用申告書の提出がなくても現地調査での確認等に基づいて特例の適用を行っている。しかし、市税事務所が限られた期間と</p>	<p>住宅用地使用申告書については市税条例第 59 条の 2 の規定により、新築された家屋に係る固定資産税減額申告書については市税条例附則第 5 条の 4 の規定により、申告書を提出しなければならないとされているところですが、これまでにおいても広報さっぽろ等で周知に努めているところですが、この度の意見を受け、住宅用地申告書の提出については、平成 28 年度固定資産税・都市計画税の納税通知書同封パンフレットに記載するとともに、新築された家屋に係る固定資産税減額申告書の提出については市税のホームページにおいて広報しています。</p> <p>今後もパンフレットや冊子等でも PR するなど、更なる広報の充実を図り、納税者に対して申告書の提出の協力を求めています。</p> <p>また、新築家屋の評価の際には必ず申告書の提出について説明し、現地調査において住宅用地の変更・廃</p>

	<p>人員で、住宅用地の特例を違いなく適用することが困難であることは、当監査の他の指摘からも明らかである。特例新規適用後の変更・廃止を考えた場合には、土地の利用状況を最もよく知る立場である土地所有者からの申告を受けることは、市税事務所による住宅用地の認定を補完する意味で有用であると考えられるため、積極的に納税者に周知し、提出を受けるべきである。</p> <p>また、家屋についても、新築住宅の減額（新築後3年度分の固定資産税額の2分の1を減額）、新築中高層耐火建築住宅の減額（新築後5年度分の固定資産税の2分の1を減額）措置が地方税法、市税条例で定められており申請書の提出が必要となっているが、提出がほとんどない状況であるため改善する必要がある。</p>	<p>止が推測される土地については所有者に連絡するなど、申告書の提出を求めています。</p>
	<p>【報告書119ページ】 3.2.3 固定資産税及び都市計画税</p> <p><b>○ 償却資産について、本社が札幌市外にある法人に対しても実地調査を行うことを検討すべきである。</b></p> <p>市税事務所では、償却資産の未申告者に対して、過去の申告内容に基づき、みなし課税を行っている。みなし課税は、申告書の提出がなくても前年までの申告資産と同じ償却資産を所有しているものとみなして課税を行う制度であるが、長期間みなし課税を続けることは正確な課税客体把握の面等から好ましくない。そこで、平成26年度償却資産未申告者の税額上位10社のリストを入手し、当該リストに記載されている納税義務者に対して、税務調査をはじめとする市税事務所による対応が、行われているかを確認した。その結果、9社については過去数年内の税務調査の実施や申告書の提出がされていることが確認できたが、残り1社については、過去3年間未申告であるにもかかわらず、税務調査が実施されておらず、みなし課税が継続されていた。当該法人は、札幌市外に本社を構える法人であった。市税事務所にヒアリングを行ったところ、札幌市外に本社を構える法人については、費用対効果の面から積極的に税務調査を行っていないとのことであったが、前述のとおり、長期間みなし課税を継続することは好ましくないため、札幌市外に本社を構える法人についても、書面調査を含めた税務調査を行うことを検討すべきである。</p>	<p>償却資産における実地調査において、従前から札幌市外の法人についても調査を実施しているところではありますが、調査対象選定の優先度では、費用対効果の面からも札幌市内の納税義務者への調査を優先的に実施しているところであり、</p> <p>この度の意見を受け、今後は札幌市外の法人についても、長期間みなし課税を行っている法人に対して郵送による帳簿調査を実施するなど効果的な調査方法を検討して実施していきます。</p>
	<p>【報告書120ページ】 3.2.3 固定資産税及び都市計画税</p> <p><b>○ 償却資産について、実地調査に基づき事業者から提出された修正申告書を検査したところ、申告すべきものが記載されていない修正申告書があったことから、添付書類と申告内容のチェックを強化すべきである。</b></p> <p>償却資産について、平成26年度の実地調査追徴税額発生リストの提供を受け、そのうち5事業者を抽出し確認を行った。4事業者については、適正に修正申告がなされていたが、1事業者については、修正申告書の添付書類として付けられていた調査対象会社の固定資産台帳に記載されている資</p>	<p>償却資産申告書については、担当者間での相互チェックを実施して申告内容の確認を行っていますが、今回の件については、チェックが不十分であったため、添付書類と修正申告書の申告内容に相違があったものであり、過年度分も含めて賦課を行いました。</p> <p>今後は、添付書類と申告</p>

	<p>産の一部が、修正申告の対象とされていなかった（過去5年間の税額影響額+696千円）。中央市税事務所固定資産税課に確認したところ、「償却資産の修正申告の内容については、添付書類と申告内容について相互チェックを実施して確認していますが、今回の件については相互チェックが十分に実施されなかったことが原因であると考えられます。今後、十分な相互チェックを実施していくよう徹底します。」との回答があった。今後は、回答内容のとおり添付書類と申告内容についてチェックを十分に実施すべきである。</p>	<p>内容の相互チェックについて、強化・徹底してまいります。</p>												
	<p>【報告書121ページ】 3.2.3 固定資産税及び都市計画税 <b>○ 償却資産の納税義務者把握に当たって、他部署との連携を強化すべきである。</b></p> <p>償却資産係では、未申告法人の把握に当たって、保健所からの営業施設許認可資料の活用や税務署での国税資料の閲覧等を実施している。しかし、保健所からの情報については、把握できる業種が許認可を要する業種に限られ、また、税務署での調査は札幌市内に本社がある法人以外の情報は把握できない。そこで、同じく市税である事業所税において、事業所用家屋を貸し付けている事業者へ提出が義務付けられている「事業所用家屋使用状況申告書」を用いて、納税義務者の把握状況と他部署との連携状況を確認することとした。事業所用家屋使用状況申告書の中から飲食店が入居するビルとオフィスビルをそれぞれ1件ずつ選定し、同申告書に記載されている家屋の使用者から、償却資産申告書が提出されているかどうかを確認した。</p> <p>【AビルBビル使用者の償却資産申告状況】</p> <table border="1" data-bbox="331 1263 1099 1756"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 1263 692 1384">項 目</th> <th data-bbox="692 1263 900 1384">Aビル（中央区の主に飲食店が入居するビル）</th> <th data-bbox="900 1263 1099 1384">Bビル（中央区のオフィスビル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1384 692 1505">事業所用家屋使用状況申告書に記載されている家屋の使用者の数（①）</td> <td data-bbox="692 1384 900 1505">40</td> <td data-bbox="900 1384 1099 1505">55</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1505 692 1671">①のうち、償却資産の申告を行っている家屋の使用者の数（免税点以下で申告義務がない者を含む）</td> <td data-bbox="692 1505 900 1671">38</td> <td data-bbox="900 1505 1099 1671">55</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1671 692 1756">①のうち、償却資産の申告を行っていない使用者の数</td> <td data-bbox="692 1671 900 1756">2</td> <td data-bbox="900 1671 1099 1756">0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（包括外部監査人作成資料）</p> <p>Bビルについては、検査した全使用者について償却資産申告書の提出がある、納税通知書番号が付番されている等、償却資産係で把握している事業者であることが確認できた。Aビルについては、Bビル同様、おおむね償却資産係で把握している事業者であったが、2件の使用者について、申告漏れの可能性がある事業者であることが分かった。いずれも札幌市外に本社を有する法人であった。</p>	項 目	Aビル（中央区の主に飲食店が入居するビル）	Bビル（中央区のオフィスビル）	事業所用家屋使用状況申告書に記載されている家屋の使用者の数（①）	40	55	①のうち、償却資産の申告を行っている家屋の使用者の数（免税点以下で申告義務がない者を含む）	38	55	①のうち、償却資産の申告を行っていない使用者の数	2	0	<p>現在、法人設立・設置届出書や保健所からの営業施設許認可資料、登記済通知書等の資料を活用して、償却資産の納税義務者の捕捉を行っているところであります。</p> <p>この度の意見を受け、申告漏れの可能性があったAビル2件については、調査し、申告書を送付しました。今後は事業用家屋貸付等申告書なども活用し、他部署との連携を強化して、納税義務者の把握に努めてまいります。</p>
項 目	Aビル（中央区の主に飲食店が入居するビル）	Bビル（中央区のオフィスビル）												
事業所用家屋使用状況申告書に記載されている家屋の使用者の数（①）	40	55												
①のうち、償却資産の申告を行っている家屋の使用者の数（免税点以下で申告義務がない者を含む）	38	55												
①のうち、償却資産の申告を行っていない使用者の数	2	0												

	<p>同申告書は、事業所税の適正な課税のために、事業所用家屋（貸しビル等）を貸し付けている事業者に、市税条例で申告を義務付けているものであるが、償却資産の納税義務者把握のためにも有用な資料であるため、償却資産係においても積極的に活用すべきである。また、同申告書の活用に限らず、納税義務者把握に資する情報は、税政部内の他部署及び税政部以外の部局にも存在すると考えられるため、連携を図るべきである。</p>	
	<p>【報告書 122 ページ】  3.2.3 固定資産税及び都市計画税  ○ <b>市税事務所の家屋係と償却資産係の連携を再確認すべきである。</b></p> <p>リース資産であるため家屋評価の対象外とされている「LPガス設備」等については、原則として、資産の所有者（リース会社等）が、償却資産の申告を行うこととなる。償却資産の課税客体把握のため、償却資産係の担当者は、家屋係が行う事業用家屋の新築評価調査に同行することになっているが、日程の都合等で同行できない場合には、非木造家屋については、「非木造家屋の評価計算書の付表」を用いて、家屋係から償却資産係へ情報提供を行うことになっている。</p> <p>札幌市中央区のある賃貸マンション（平成 25 年新築）に設置された LP ガス設備の所有者を確認した上で、当該所有者から当該 LP ガス設備について償却資産の申告がされているのかを検査したところ、確認がとれなかった。また、非木造家屋評価計算書（付表 5）のリース資産欄は空欄になっていた。償却資産の正確な課税客体把握のために、同付表の記載の徹底を図るべきである。また、償却資産係が現地調査に同行できない場合にも、所有者の許可をとって、家屋係が償却資産の課税客体と想定される物件の写真撮影を行うなど、効率的な連携を図るべきである。</p>	<p>家屋係と償却資産係の連携を図るため事業用家屋の評価調査の際は、基本的には家屋担当者に償却資産担当者が同行することとし、同行が困難な場合は、家屋担当者から償却資産担当者へ非木造家屋評価計算書（付表 5）や木造新築物件等（事業用）連絡票により情報提供することとしています。当該物件のリース資産の状況については、家屋担当者から償却資産担当者へ十分な連絡がされていなかったものです。</p> <p>この度の意見を受け、今後は非木造家屋評価計算書（付表 5）や木造新築物件等（事業用）連絡票により、家屋担当者と償却資産担当者の連携の徹底を図るとともに、家屋調査の際にリース契約等の確認ができない場合には、所有者の了承を得た上で写真撮影を行うなど、これらの資料も活用して償却資産の課税客体の把握に努めてまいります。</p>
	<p>【報告書 125 ページ】  3.2.4 軽自動車税  ○ <b>軽自動車税の課税保留、課税取消しについて要綱を作成し、その処理を統一的に行うべきである。</b></p> <p>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」と言う。）を課税客体とし、その所有の事実に着目して、その所有者を納税義務者とし、課税客体の主たる定置場の所在する市が、課するものである（地方税法第 442 条の 2 第 1 項、市税条例第 69 条第 1 項）。課税客体である軽自動車等とは、道路運送車</p>	<p>軽自動車税は、市税条例第 69 条第 1 項の規定により、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課することと定めております。軽自動車税は毎年 5 月に納税通知書を納税義務者に送</p>

両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車のうち、同法第 3 条の自動車の種別中、地方税法に規定されている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。最近では、車税や燃費などの維持費が安く、取得手続も比較的簡単なため、軽自動車の所有台数が増加傾向にある。

札幌市税務統計による軽自動車税の課税台数の総数は、下記のとおりであり、5 年前と比較して 1 割程度増加している。

平成 22 年度	260,040 台	平成 25 年度	276,540 台
平成 23 年度	263,842 台	平成 26 年度	286,082 台
平成 24 年度	268,444 台		

このように、手軽に所有できる軽自動車ではあるが、所有者が軽自動車を取得後、所在不明によって、課税通知書が返戻されてくる件数が毎年度一定程度あり、その結果、所在が判明されるまで課税保留の処理とされる。平成 26 年度現在で、平成 21 年度から平成 25 年度までの累計課税保留件数は、1,215 件であり、そのうち平成 26 年度中に所在が判明し課税できたのは、260 件になっている。また、平成 26 年度に新たに所有者が所在不明となって課税保留となった件数は 187 件あり、所有者の所在情報の把握方法やその事務処理が課題となっている。よって、課税保留、課税取消しの処理について、どの原因の場合にはどのような事実確認を行うか定めておらず規定を整備すべきである。

り、5 月末までに納付をお願いしております。納税通知書が居所不明等により返戻となった場合は、所有者の居所を調査し、再度送付しておりますが、調査に時間がかかる場合、一旦課税保留とし、継続的に調査を実施しております。また、賦課期日（4 月 1 日）現在、軽自動車等を所有していないことが判明した場合は、課税の取消しの対応をしています。それぞれの業務については共通する事務があり、軽自動車税事務取扱要領の記載内容についてもまとめて説明しております。

この度の意見を受け、軽自動車税事務取扱要領の内容を見直し、課税保留と課税取消しの項目立てを独立し、それぞれの事務処理を分かりやすく解説することで、実際の事務対応がスムーズとなるよう、平成 28 年度中に軽自動車税事務取扱要領を改正します。

【報告書 126 ページ】

3.2.4 軽自動車税

○ **軽自動車税に関する申立書の記載方法について、統一した方法を採用し、その申立て時の事実確認は、複数の職員によるチェック体制を整えるべきである。**

車検制度がない原動機付自転車などについては、所有状況の確認が明確に行えない場合があり、遺失や盗難などがあつた場合は、軽自動車税の課税停止の申立てが行われる。軽自動車の所有者となった者は、その所有者となった日から 15 日以内に申告する必要があるが、所有者でなくなった者は、その日から 30 日以内に申告する必要があるが、遺失や盗難を原因として所有権を有しなくなった場合は、課税停止の申立てを行い、申立てが認められれば、その日以降の年度（基準日は毎年 4 月 1 日）の課税が停止されることになる。ただし、札幌市においては、課税停止の申立てについて明確な基準等がなく、諸税課の担当者の判断において、申立ての処理が行われている現状にある。よって、申立書の記載について、その記載方法及び添付すべき書類を統一すべきである。

軽自動車税等の所有者でなくなった者は、市税条例第 73 条第 2 項の規定により、軽自動車等の所有者でなくなった日から 30 日以内に総務省令で定める様式による申告書を市長に申告しなければならないと定めております。所有者でなくなった理由として、盗難や譲渡したが譲受人が行方不明となるなど、ナンバープレートなどの必要な書類等の返納ができず、廃車申告が正常にできない場合、所有者からの「軽自動車に関する申立書」の提出をお願いしております。この申立書は所有者でなくなった理由書等でもあり、今後の課税

		<p>を保留する位置づけとなっております。</p> <p>これまで申し出内容を記載する方法は申し出人の表現に任せていましたので、様々な文体で統一性はありませんでした。また、申立書の内容で、職員が確認した事項なのかどうか明確にはなっておりませんでした。今後は、申立書の記載方法にあつて、所有者でなくなった理由として多い事例の例示文を示すなどの申立て確認事務の見直しを図ります。また、事務処理の正確性を期するため、平成28年度中に軽自動車税事務取扱要領を改正します。</p>
	<p>【報告書127ページ】</p> <p>3.2.4 軽自動車税</p> <p><b>○ トラクター等の販売店などへの軽自動車税制度の周知方法を検討すべきである。</b></p> <p>小型特殊自動車は、農耕作業用のトラクターなどの農耕作業用自動車や作業所内で使用されるフォークリフトやタイヤ・ローラなどが該当するが、これらの小型特殊自動車は他の軽自動車とは異なり、直接、中央市税事務所へ行って申告をする必要がある。申告の利便性の面では、他の車種より劣っていると考えられ、販売店等で積極的に申告義務及び軽自動車税制度の周知に努めるべきである。なお、申告書の受付事務については車種によって下記のとおりとなっており、民間事業者へ申告受付の事務が一部委託されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原動機付自転車 中央市税事務所諸税課又は原動機付自転車申告書受付事務取扱所として、北海道自転車軽自動車商業協同組合の組合員のうち11店舗。</li> <li>2 軽自動車 一般社団法人全国軽自動車協会連合会札幌事務所</li> <li>3 二輪の小型自動車 札幌運輸支局</li> <li>4 小型特殊自動車 中央市税事務所諸税課</li> </ol>	<p>軽自動車の区分で小型特殊自動車がありますが、農耕作業用のトラクターやフォークリフト等が該当します。原動機付自転車は、市内11店舗の自転車販売店等で申告受付が可能となっていますが、これらの小型特殊自動車については、直接中央市税事務所に行って申告することとなります。</p> <p>これまでは、申告場所の案内も含めて、トラクター等の販売店などへの軽自動車税制度のPRはしていませんでした。</p> <p>軽自動車税の広報につきましては、積極的に行うべきと考えておりますので、平成29年3月までに軽自動車税申告を促すチラシを作成し、トラクター等の販売店の協力などを得て小型特殊車両の購入者へ配付する対応を実施いたします。</p>
	<p>【報告書129ページ】</p> <p>3.2.5 市たばこ税</p> <p><b>○ たばこ税の申告者に対して、調査等を通じて接触を図るよう努めるべきである。</b></p>	<p>たばこ税の申告者は、製造たばこの製造者や卸売販売業者で、その多くがたばこ事業を専らの生業とした</p>

	<p>札幌市内のたばこの卸売販売事業者等である納税義務者は11事業者あるが、そのうち大手2社で納税額の9割を占めている。具体的には、国産たばこ製造業者等から売り渡されたたばこの本数を毎月札幌市へ申告するものであり、札幌市においては、北海道より送付されてくる売り渡し本数明細表と申告された内容をチェックしている。たばこ税は、札幌市のほか、税務署及び北海道にも申告されるものであるので、札幌市では通常、たばこ小売事業者との接触がない。市たばこ税制度の周知のためにも事業者との接触に努めるべきである。</p>	<p>者であることからたばこ税についての理解は深いと考えておりますが、引き続き市たばこ税制度の周知につきましては、市のホームページ等を活用するなど、広く税制度についての広報を心掛けてまいります。</p>
	<p>【報告書132ページ】 3.2.6 入湯税 <b>○ 入湯税に係る経営申告書提出について、添付書類を統一すべきである。</b> 特別徴収義務者となる者は、鉱泉浴場を営んでいる者となっている。よって、特別徴収義務者に該当する場合には、入湯税に係る経営申告書の提出が求められるが、保存されている経営申告書及び添付書類を確認したところ、その記載内容及び添付書類の保存状況が統一されてはいなかった。経営申告書は、入湯課税するかどうかの基本となるものであり、よってその申告書へ添付する書類の様式は統一すべきである。</p>	<p>市税条例第115条により、鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに住所・氏名や営む鉱泉浴場の所在地等を市長に申告しなければならないと定めています。 経営申告にあたっては、保健所に届け出ている浴場経営許可書や温泉成分分析表等を添付するよう依頼していますが、これらについては法令により添付することを定めているものではなく、添付書類を統一しておりませんでした。 この度の包括外部監査による意見を受けて、経営申告書の添付書類は浴場経営許可書に統一いたします。</p>
	<p>【報告書132ページ】 3.2.6 入湯税 <b>○ 入湯税の課税について、表示板等を通じて利用者へ周知すべきである。</b> 実態確認調査については、札幌市において入湯税実態調査要領を定め、入湯税の正しい理解と適正な申告を促すことを目的に、啓発及び調査を行うこととしており、各種帳簿類のチェックや聞き取り調査を特別徴収義務者には実施している。入湯税の啓発という点では、本来の納税義務者は入湯客であり、入湯税が環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設や観光振興の費用に充てるための目的税であることを考えると、もっと一般入湯客にもこの税を周知する必要があると考えられる。</p>	<p>市税条例第109条により、入湯税は鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課するものと定めております。 しかし、実際に入湯税を申告納入するのは鉱泉浴場を営む特別徴収義務者であるため、入湯客としては入湯税を支払っていることを認識しにくい状態となっています。 この度の意見を受け、特別徴収義務者と調整したうえで、適切な方法により一般入湯客への周知を図ってまいります。</p>

【報告書 134 ページ】

### 3.2.7 事業所税

#### ○ 用途非課税の適用について、その確認する書類の統一の基準策定が必要である。

地方税法の各条項対象の用途非課税について、保存している書類を確認したところ、その用途非課税適用の判定の根拠となるものが、何であったのかが判然としていない。よって、判定時における判定の基礎となる書類を保存すべきである。

新規の申告対象者の把握には、不動産登記情報、建築確認情報等を基に、その事業所税課税対象面積の把握を行っている。その場合に、800 m<sup>2</sup>以上の家屋の所有者について自ら使用しているときには、事業所税申告対象者として申告書を発送し、その家屋の所有者が他に貸付を行う場合には、事業所用家屋貸付等申告書を発送した上で、その賃借人を把握し、その賃借人の使用する賃借面積が 800 m<sup>2</sup>以上の場合に、事業所税申告書を送付している。事業所税について、一般の事業者への認知度が低い税目とはされているが、課税された場合、一定の負担額となるため、申告対象者の把握は重要であるとともに、他に貸し付けている所有者の事業所用家屋貸付等申告書の提出義務についても、広く周知すべきものである。

事業所税については、非課税制度、課税標準の特例制度、減免制度があり、通常税負担の軽減措置が講じられている。これらの軽減措置を受けるためには、一定の要件がある。非課税制度については、人的非課税及び用途非課税の2種類があり、人的非課税は、その事業者が国及び公共法人などの公益性の高い法人がその対象となっており、課税非課税の認定の判定は容易となっている。一方で、用途非課税の種類は 27 種類（札幌市：平成 26 年度適用分）あり、その非課税の用途に使用されたかどうかは、課税標準の算定期間の末日で判定することになっている。

また、この非課税制度のほか、14 種類の課税標準の特例制度、16 種類の減免制度（いずれも札幌市、平成 26 年度適用分）についても一定の要件が定められており、その事業所税の軽減措置を受けることは、実際の納税負担額の減少となり、軽減額と同額の補助金を収受したのと同様の効果が生じることと考えられる。

以上のような軽減措置の各制度について、札幌市においてその事務がどのように行われているか、制度の適用状況についてヒアリングを行い、サンプリングとして用途非課税、課税標準の特例、減免の各 5 件ずつを抽出し、適切にその処理がなされているか、確認を行った。サンプリングの結果、申告対象者の申告対象面積のうち一部用途非課税や課税標準の特例、減免制度を受けている者については毎年申告の都度、それぞれの対象面積の計算やその用途についてその状況の記載がされており、計算間違い等があった場合にも正確に是正されていた。しかし、医療機関などその施設のほとんどが用途非課税と推定されるものについては、その非課税と面積を

地方税法第 701 条の 34 第 3 項及び第 4 項において、事業所税の用途非課税が定められています。事業所税の申告において非課税に該当すると思われる事業所がある場合、これを証する書類を確認し、必要に応じて現地調査を実施しています。

しかし、非課税に該当する可能性のあるすべての施設について図面等の関係書類の提出を求めているはおりませんでした。

今後は、用途非課税の適用について、その確認する書類の基準を策定いたします。



	<p>控除すると 800 m<sup>2</sup>に満たないと考えて、その用途非課税の面積を計算していないなどの点が認められた。このように明らかに用途非課税と判断される申告対象者であったとしても、その家屋の新築時に、用途非課税の根拠となる許可証及び家屋の使用状況のわかるものを保存しておく必要があると考えられる。</p>	
	<p>【報告書 138 ページ】  3.2.7 事業所税  ○ 800 m<sup>2</sup>以上未確認表の作成基準を明確にすべきである。  <b>また、追跡調査の結果、課税の可能性が高い場合は、決定する場合の基準を設けて確認調査を実施すべきである。</b>  地域ごとを4年サイクルで調査しており、その場合に未確認表を作成して調査を行っているが、その調査対象の選定とその後の追跡調査の基準がないため、その基準を策定すべきである。  課税客体の捕捉に関する実態調査については、市域を4地区に区分し、1年に1地区ずつ固定資産税の課税床面積が800 m<sup>2</sup>以上の事業所を抽出し、申告状況や使用状況の調査を行っている。その場合の調査方法は、机上調査において調査対象事業所と「事業所税申告書」又は「事業所用家屋貸付等申告書」との申告内容の突合を行うものであり、机上調査の結果、申告内容との整合性が取れないものについては、納税義務者等に対しての聴取や現地調査を行い、適正な申告が行われていないものについては、適正な申告がなされるように申告指導を行っている。  現在、この調査の結果、その年度において使用状況等の事実確認ができない対象事業所については、未確認表を作成して登録している。ただし、この未確認表にどこまでの対象事業所を登録するかの明解な基準はない。さらに、その後も対象事業所が調査に非協力的な場合に、いつの期間までそのまま保留しておくか今後の課題である。また、その場合に、無申告の状況について決定等を行い、強制的に課税するかの基準も必要である。</p>	<p>事業所の調査のため、固定資産税で延床面積が 800 m<sup>2</sup>以上であるものをリストとして抽出して全件調査を行っていますが、各担当により実地調査を行う基準や、最終的に自主申告に至らなかった場合の決定を行う基準が統一されていない状態です。  そのため、今後、800 m<sup>2</sup>以上リストから実地調査を行う対象を選定する基準と、その後の追跡調査にあたって決定を行う基準を策定いたします。</p>
	<p>【報告書 140 ページ】  3.2.7 事業所税  ○ <b>従業者割の把握方法については、法人市民税申告書の従業員数の記載などを参考にその把握に努めるべきである。</b>  事業所税の従業者割の把握について、特に調査などを行っていない。今後は法人市民税申告書等の市税情報の活用が求められる。  事業所税については、その課税は、面積で判定する資産割と従業員の給与額による従業者割の2つがある。資産割の把握には、上記等の方法により一定の成果を挙げているが、従業者割については、個別の案件の調査以外は、他の市税情報等を基にした、その妥当性についてのチェックを行っていない。今後、何らかの体系化された網羅的な調査を行い、申告内容の確認チェックを行うことが求められる。</p>	<p>市内の事業所において従業者数が 100 名を超えている事業者は、地方税法第 701 条の 32 及び 43 により、従業者割の申告をしなければならないと定められています。  従業者数の把握については納税義務者からの自主的申告によるため、特段の調査を行ってはいなかったところですが、この度の意見を受け、法人市民税申告書の均等割従業者人数を税システムにて抽出し、個別に</p>

	<p>【報告書140ページ】 3.2.7 事業所税</p> <p><b>○ 机上調査、現地調査について、体系的に行えるようにマニュアル等を作成すべきである。</b></p> <p>納税者の把握から申告書のチェックまで各種情報の活用から始まる机上調査を経て、現地確認調査までの事務を、効率的で効果的に行えるようにマニュアルを作成すべきである。</p> <p>中央市税事務所諸税課における事業所税担当職員は、地区ごとの地区担当と申告が事業年度終了とともに申告されるため、決算担当に分かれている。それぞれ机上調査及び現地調査を行っているが、現地調査を行う場合については、基本的に外観を見て判定しており、実際の使用状況の把握を全て行っているわけではない。また、現地調査の前段である机上調査についても、マニュアル等があるわけでないため、調査の効率性の面から検討すべき点はあると考えられる。</p>	<p>確認いたします。</p> <p>事業所税係で行っている各種の事務について、体系的に事務を行えるような統一したマニュアルは整備されておらず、担当者ごとに作成した資料の参照や実際の事例を係内で共有し、事務を進めていたところで、そこで、机上調査から現地調査を経て最終的に申告書の提出に至るまでの一連の標準的な流れが把握できるようなマニュアル等を平成28年度中に作成いたします。</p>
	<p>【報告書165ページ】 3.2.9 滞納整理事務</p> <p><b>○ 催告書の文面及び体裁を、納税者の納税意識を一層喚起するものとするべきである。</b></p> <p>札幌市から提供を受けた第1回から第4回の催告書、並びに差押予告書及び差押事前通知書は以下のとおりである（掲載省略）。</p> <p>催告書のうち1回目から4回目まで右肩の文書標題、本文の文字の字体、フォントの大きさがそれぞれ同じであり、1回目のものと4回目のもので見た目には大きな差がない。</p> <p>そのため、催告書を繰り返し送付されても、その都度納税意欲が強く喚起されるかは疑問の余地があり、滞納者によっては2回目、3回目以降の催告書を十分閲読しないおそれもあり得る。</p> <p>また、本文部分の文字が非常に小さいため、例えば3回目の催告書に記載のある「差押えを前提とした勤務先への給与照会や取引銀行への預貯金照会」という納税者の納税意識を強く喚起するであろう文言が、納税者の目に飛び込んで来ず、その効果に疑問がある。</p> <p>よって、書面の標題や本文につき字体やフォントを変更し、滞納者の納税意識喚起に有用であろう差押え、勤務先への給与照会、取引銀行への預貯金照会の実施に関する記載は、太字又は下線を引くなどの工夫を行うことが適切と思料する。</p> <p>この点、税政部納税指導課によると、限られた印字スペースに必要事項を全て記入していることや、システム上の都合により、一部の文言のみ文字サイズやフォントを変更することは困難であり、現状では個々の徴税吏員が必要に応じて納税意識を喚起する文言にマーカーを引いたり、手書きでの付記をする等の工夫をしているとのことであった。</p> <p>しかし、もともとの書面において納税意識が喚起されるよ</p>	<p>催告書の文面は同じフォーマットを使用しており、滞納者への通知文の内容に強弱をつけることで、滞納の度合いに併せた文書催告を行っております。しかし、文書催告は滞納整理の初期段階で行うものであるため、やむを得ない事情で納付が遅れている方と特段の事情もなく滞納している方とを区別できず、一律に同じ催告書を送付することとなります。このため、やむを得ない事情で納付が遅れている方への配慮から、必要以上に厳しい文言を使用しない内容としています。また、税滞納整理システムの都合により、文字サイズやフォントの変更ができない等の制約の中、各担当者は滞納者に自主納付を促すよう、様々な工夫をしております。</p> <p>この度の意見を受け、引き続き工夫を重ねながら滞納者の納税意識を一層喚起するよう努めます。</p>

	<p>うな工夫がされていることが、効率的な滞納整理事務に資するといえ、次回のシステム変更の際など適宜の時期に改善を行うことが望ましいと考える。その他、必要に応じて期限までの自主納付がない場合は財産調査の上、差押えに至ることがあること及び連絡先電話番号を大きく記載した短冊状の書面を用意して同封するなどにより、手書きによる手間暇を省きつつ、納税意識を喚起することなども考えられる。</p>	
	<p>【報告書 173 ページ】</p> <p>3.2.9 滞納整理事務</p> <p>○ 分割納付とすることができる場合について、より詳細な判断要素及び一定の判断基準又は目安を作成すべきである。</p> <p>札幌市では分割納付の判断基準又は目安並びに手続について、おおむね以下の事項を挙げている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 原則的な取扱い（下記(2)内に完納となる見込みがある場合）</p> <p>(1) 分割納付の対象者</p> <p>納期限までに納付できない（又は、既に納期限を経過しているが、直ちに納付できない）ことについて、納期内納税者との公平に照らし、やむを得ない事情があると判断される者で、納税に対して誠実な意思を有している者</p> <p>(2) 納付約束における完納すべき期限</p> <p>現年案件は課税されている税目の最終期限まで、滞繰案件は年度内。ただし、それが困難な場合は、現年案件は年度内（ただし、市道民税については翌年度5月末までとすることができる）、滞繰案件は相談の開始時から1年以内に完納となるようにする。</p> <p>(3) 聴取事項</p> <p>以下の事項を聴取して納付約束の対象者となるか判断する。</p> <p>ア 職業と月収（無職の場合、無職の期間と前職）</p> <p>イ 家族の構成と就労状況</p> <p>ウ 納付できない事情（財産の有無や代納の可能性）</p> <p>エ 連絡先電話番号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴取に当たっては、必須項目を聞き漏らすことのないよう、「納付約束チェックシート」（左側）を活用する。</li> <li>・ 毎年納付約束をしている納税者についても例外とせず、状況を聴取する。</li> <li>・ 徴収猶予に該当する場合は、手続について説明の上、申請書を交付する。</li> </ul> <p>(4) 滞繰案件については、納付受託、納付誓約書の提出などを検討する。</p> <p>(5) 納付約束をした場合、「市税の納付約束における注意事項」を示して、分割納付中でも督促状が発付され、延滞金の対象となること、差押えをすること</p> </div>	<p>納税者から分割納付の申し出があった場合、地方税法第15条（徴収猶予）又は第15条の5（職権による換価の猶予）の要件に該当するか検討することとなります。しかし、これらの規定は厳格な要件があり、申し出者全てに適用できるものではないため、法律に基づかない例外的な手続きとして「納付約束」の取扱いを行うようになり、この「納付約束」が法律と現実の間を調整し、補完するようになりました。「納付約束」は、あくまで例外的な取扱いであるため、安易に取り扱うことがないよう「納付約束の取扱いマニュアル」を作成し、「納付約束」をすることによって市税を円滑に徴収することができる場合にのみ行うこととしていました。</p> <p>平成27年度税制改正で猶予制度の見直しが行われたことを受け、平成28年4月より、納税者から分割納付の申し出があった場合には、法律に基づかない「納付約束」ではなく、上記猶予制度の他、新設された「申請による換価の猶予（地方税法第15条の6）」により対応することとし、条例改正の上、「札幌市税に係る徴収猶予等事務取扱要領」を策定し、従前のマニュアルは廃止しました。この要領は、猶予制度の適用を認めるかどうか</p>

があること等を説明する。

(6) 納付約束の内容の他、(3)の聴取内容、(4)の検討結果、(5)の説明を行ったという事実については、滞納整理システムの折衝記録に記載する。なお、(5)は「『納付約束者への説明』を行った。」と記載する。

(7) 口座振替の有無を必ず確認する。

2 例外的な取扱い（上記1(2)内に完納となる見込みがないが分割納付をする場合）

(1) 聴取内容について

- ・ 聴取内容として、勤務先の名称・所在地と収支状況の詳細を聴取する。
- ・ 聴取に当たっては、必須項目を聞き漏らすことのないよう、「納付約束チェックシート」（右側）を活用する。
- ・ 聴取内容に猜疑のある場合は、給与明細書や収支状況が分かる通帳などの資料の提出を求める。

(2) 納付約束の留意点

- ・ 納付計画の期間は、当初の約束においては一旦6箇月以内に期間を区切り、残税については最終回納付後の再相談とする。
- ・ 納付誓約書を提出させる。納付誓約書の提出がなければ、原則納付書の交付は行わない（すなわち、分割納付を行わない。）。市外案件等で来庁することが困難な場合、郵送で提出させる。

(3) 残税についての再相談

当初定めた期間の最終回の納付後1箇月以内に来庁し再相談するよう、当初の約束時に指導する。再相談に当たっては、収支状況等が分かる資料（給与明細、預金通帳等）の他、最終回の領収書を持参するよう伝えておく。

(4) 納付計画の要件

当初の約束においても再相談においても、納期未到来分及び次年度課税分を含め、未納税額が減少していく納付計画にすること。

(5) 納付約束した場合、「市税の納付約束における注意事項」を示して、分割納付中でも督促状が発付され、延滞金の対象となること、差押えをすることがあること等を説明する。

しかし、これらの基準においては、いかなる場合に、いかなる程度の分割納付を認めるべきかが明確とまでは言い難い。具体的には以下のとおりである。

(1) 分割納付を認めるべき場合が明確とまでは言い難い

例えば、納期限までに納付等できない原因が借財の返済の場合は、地方税優先の原則（地方税法第14条）の趣旨からすると、容易に分割納付を認めるべきではないように思われるが、地方税優先の原則が執行段階におけるものであることを強調すると、異なる結論になる可能性がある。

同じ借財の返済でも、それが住宅ローンである場合は、

を判断するために必要な調査について定めており、詳細な判断要素及び一定の判断基準となるものであります。また、例外的な取扱いとして、猶予制度以外の納付約束についても定めておりますが、上記マニュアルよりも該当要件が限定的なものとなっていることから、取扱適用の判断は容易になっております。今後は、法令に基づいた猶予制度の適用を優先し、適切に分割納付を取り扱ってまいります。

一面では賃貸物件の家賃と類似の性質を有しており、分割納付もやむなしともいえるが、資産形成の側面を強調すると、特別な配慮をするに乏しいという考え方もできる。

突発的で必要不可欠な支出等の場合（例えば急病による医療費の支出や収入減など）は、分割納付とすることはやむを得ないとする考え方もあれば、収入の程度によっては若干の蓄財はしておくべきであったとみて、分割納付にはなお厳格な対応をとるという考え方もできる。

このように、同じ借財でも判断はまちまちになり得る。

分割納付は、それ自体が納期内納付の例外であり、納期内納付をしている多くの納税者との間で取扱いの差異を生じるものであることから、例外を許容すべき「納期限までに納付できない…やむを得ない事情」については、今少し詳細な判断基準又は目安を設け、納税者間の公平の見地から徴税吏員ごとに判断が過度にまちまちにならないようにすべきである。

(2) 分割納付期間が最長期以外明確とは言い難い

現状の基準又は目安では、原則的取扱いの場合における分割納付の最長期が定められているが、標準的には何箇月以内に納付を求めるべきかの目安が存在しない。

分割納付は納期内納付の例外であるから、できるだけ早期に分割納付を完了して滞納状態を解消することが望ましい。例えば、納期限を一つの区切りとして用いるのであれば、個人住民税の第1期（6月末納期限）を滞納した場合に分割納付を許した場合、それは第2期（8月末納期限）までに解消することが望ましく、それが困難な場合は第3期（10月末納期限）までに解消することが望ましい。しかし、現状の札幌市の基準では、「現年案件は課税されている税目の最終期限までに1期から4期まで全て完納すること」とされており、滞納者との折衝において納付のしやすさが過度に考慮され、分割納付が安易に当該最終期限までのものとされる余地がある。

この点も、分割納付が例外的取扱いであることから、早期に分割納付を完了できるよう、最長期の期限を定めるだけでなく、標準となる期限も設けるべきである。

(3) 納税に対する誠実性の考慮態様が判然としない

現状の基準又は目安では、分割納付の可否につき滞納者の誠実性が考慮されることとなっている。しかし、具体的な考慮要素が明確でなく、徴税吏員により判断がまちまちとなるおそれが高い。

分割納付を希望する滞納者は、当然に分割納付の意思があり、その点では納税に対する誠実性があるといえる。しかし、当該誠実性の判断は、分割納付申入れ時の態度のみならず、滞納者の過去の納税状況、すなわち滞納の有無、額、及び頻度、過去の分割納付歴の有無及びその不履行の有無・程度からも推測される。そのため、例えば過去の納税状況に分割納付歴が多数あり、かつ、不履行歴も多数にのぼる場合は、分割納付に厳しい対応をするのが、納税者間の公平を保つため必要と考える。また、仮に諸事情勘案

	<p>の上で分割納付をするとしても、納税誓約書の確実な徴求、電話での口頭の分割納付ではなく来庁を求め、持参された収入資料等を検討の上で分割納付の可否及び内容を策定するなどの対応をとることが妥当と考える。</p> <p>(4) 分割納付額の目安が判然としない</p> <p>上記(2)とも関連するが、現状の基準又は目安では、分割納付の1回当たりの最低弁済額の標準額が明確でなく、徴税吏員がより短期の完納のために熱心に交渉しても、結果として最長期までの分割となりやすいといえる。なぜなら、その方が納税者は無理なく履行できるといえ、無理なく履行できるのであれば、徴税吏員も心理的にかかる申出を受け入れやすくなると思われるからである。</p> <p>しかし、繰り返し述べるとおり、分割納付は、納期内納付に対する例外的な制度であり、早期に分割納付を完了して納期内納付に戻ることが望ましいことは既に述べたとおりである。よって、滞納額の、あるいは収入から最低生活費といえる費用を除いた額の一定割合を1箇月当たりの分割納付の最低納付額とすることを基本とするなどの一定の目安を検討し、滞納者の個別事情を加味しつつ、原則として当該金額以上の納付等を求めるなどの運用を行うことがより適切と考える。</p>	
	<p>【報告書179ページ】</p> <p>3.2.9 滞納整理事務</p> <p><b>○ 分納を認める際には、勤務先の聴取を必須とするべきである。また、各聴取事項は記録化しておくべきである。</b></p> <p>徴税吏員は、滞納者に対し納付督促をする際、その結果を折衝記録として電子的に記録し、その後の折衝及び滞納整理に用いている（これが記録されているシステムを以下「滞納整理システム」という。）。</p> <p>先に挙げたとおり、分割納付をする際には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職業と月収（無職の場合、無職の期間と前職）</li> <li>イ 家族の構成と就労状況</li> <li>ウ 納付できない事情（財産の有無や代納の可能性も聴取すること）</li> <li>エ 連絡先電話番号</li> </ul> <p>を聴取することとされ、聴取に当たっては、必須項目を聞き漏らすことのないよう、「納付約束チェックシート」（左側）を活用すること、毎年納付約束をしている納税者についても例外とせず、状況を聴取することとされている。</p> <p>これらの記録は、単に各徴税吏員の備忘のためのみならず、徴税吏員に異動又は配置換えが生じた場合の引継ぎや、当年度課税分に対する納税督促業務においては滞納者と徴税吏員が1対1対応していないことから、滞納者情報共有のために必要なことである。</p> <p>しかし、各市税事務所からのヒアリングによると、「納付約束チェックシート」はほぼ使用されていないとのことである。当該シートが用いられなくても、同様の記載が滞納整理システムに記録されているのであれば問題はないが、折衝記録を査閲した限りでは、分割納付をする際に必ずしも上記事</p>	<p>納税者から分割納付の申し出があった場合、これまでは法律に基づかない例外的な手続きとして「納付約束」の取扱いを行っており、「納付約束の取扱いマニュアル」に基づく事務処理を行ってまいりました。このマニュアルでは勤務先の聴取は必須項目ではなく、完納すべき期限までに完納しない例外的な案件の場合に聴取することとされてまいりました。</p> <p>しかし、平成28年4月からは、法律に基づく猶予制度を優先的に適用した上で分割納付を認めることとしており、新たに「札幌市税に係る徴収猶予等事務取扱要領」を策定した上で従前のマニュアルを廃止しました。この要領では、いずれの猶予制度においても「財産収支状況書（別記第1号様式）」により滞納者の納付能力調査を実施することとしています。勤務先</p>

	<p>項が十分に記録されているとは言えない状況であった。</p> <p>よって、この点の記録化は略語を用いたり、前回同様であればその旨記載するだけで済みますなど、極めて簡便な形式でよいので記録化しておくべきである。</p> <p>また、分割納付が不履行となった場合には滞納処分へと進むところ、最も効率的な滞納処分は預貯金又は給与の差押えといえる。よって、給与所得者に対し分割納付をする際には不履行に備え、また、分割納付の履行意識喚起のため、勤務先を必須の聴取事項とすることが望ましい。</p> <p>なお、滞納者が給与所得者で勤務先が札幌にある場合、通常は昨年度の給与支払報告書を確認することで勤務先を確認可能であるが、その後分納申出までの間に転職している場合は直ちに転職先が判明せず、結果として効果的な滞納処分を行えない場合もある。よって、昨年度の給与支払報告書の有無にかかわらず、聴取時現在の勤務先の確認を行うことが妥当である。</p>	<p>は、この「財産収支状況書」への記載項目であることから、必須聴取項目と言えます。猶予制度以外の納付約束においても、勤務先は「納付約束チェックシート（別記第7号様式）」への記載項目であり、必須聴取項目と言えます。</p> <p>また、従前のマニュアルでは、例外的な案件の場合は必須項目を聴取し忘れないよう「納付約束チェックシート」を活用するよう記載していますが、聴取後のチェックシートの保存や聴取内容の記録化については言及しておりませんでした。これに対し上記要領では、聞き取り等の調査を行った事柄は折衝記録に的確に記録することを定めており、記録漏れがないよう担当者への周知徹底に努めてまいります。</p>
	<p>【報告書180ページ】</p> <p>3.2.9 滞納整理事務</p> <p><b>○ 分割納付の割合について、札幌市全体、市税事務所単位及び各徴税吏員単位で計測し、効果的な分割納付の在り方を分析検討するべきである。</b></p> <p>(1) 分割納付後の不履行の現状</p> <p>税政部では、滞納市税債権に関する分納件数、分納割合、分納者の不履行率、各徴税吏員ごとの分納件数及び分納率等を把握していないとのことであった。</p> <p>しかし、繰り返し述べるとおり、分割納付は納期内納付の例外である。よって、納期内納付を適切に行っている納税者との公平の見地から、分納件数及びその比率が過大になることは望ましくない。</p> <p>また、分割納付をした場合には、その後毎月の履行監視及び不履行の際の納税督促を行う必要が生じ、時間と労力が割かれるため、行政効率上も分割納付は少ない方が望ましい。</p> <p>この点、各市税事務所及び本庁において分納とした際の不履行件数及びその率を算出した資料を作成依頼し提出を受けたところ、平成27年11月18日現在で分納件数は2万2,322件、うち不履行率は46.5%超、2回以上の不履行率は22.6%であった。</p> <p>分割納付は半数弱が不履行となっており、その後の督促</p>	<p>これまでは各担当者が、自身が担当する案件の分割納付履行状況を調査するのみであり、分割納付の全体の件数や金額について調査したことが無かったため、札幌市全体、各事務所単位及び各担当者単位の分割納付件数を把握しておりませんでした。</p> <p>しかし、平成28年4月からは、法律に基づく猶予制度を優先的に適用し、法令で定められた要件に従い、決裁を受けた上で分割納付を認めることとしたことから、納期内納税者との間で公平性が保たれるよう改められました。</p>

処理が奏功しない場合は滞納処分を要することとなる。

(2) 分割納付とされる比率

分割納付についての判断基準又は目安が明確とまでは言い難い現状においては、個々の徴税吏員の分割納付比率が大きく異なっているおそれがある。

そこで、その調査を依頼し、平成 27 年 10 月 8 日現在の各市税事務所及び本庁の分割納付処理の状態を確認した。以下、一例であるが、判明した点を摘記する。

- ・ ある市税事務所の分納率（19.1%）が、他の市税事務所及び本庁（以下「他の市税事務所等」という）（10.1%～14.6%）に比べて、1.31～1.89 倍ほど高い状態にあること。
- ・ 現年班（当年度課税の納税督促を行う班）は、ある市税事務所の分納率は 6.1%と低いが、他のある市税事務所の分納率は 15.2%となっており、事務所間で 2.5 倍近くの差異が生じていること。
- ・ 個々の徴税吏員により分納率に有意な差が生じているおそれがあること。例えば同じ事務所、同じ班、同じ程度の案件数を担当している者同士を比較した場合に、ある担当者の分納率は 19.9%であるのに対し、他の担当者の分納率は 34.2%と、約 1.7 倍となっていること。
- ・ 納付誓約書を用いる比率は分割納付全体の 2.9%であり、ほとんど用いられていないといえるが、市税事務所の担当班によっては、他の事務所に比して突出して納付誓約率が高いケースがあること。

(3) 問題点と望まれる対応

各市税事務所及び本庁で担当するエリアごとに滞納者の属性が異なり、一定の差が生じることは当然に考えられる。また、同じ滞納班（過年度の滞納分の納税督促等を行う班）及び処分班（不動産差押などの滞納処分後の滞納整理を中心に行う班）の中でも、担当する滞納者の属性や滞納処分の種類及び段階が異なる場合に、一定の差が生じることは当然に考えられる。よって、統計資料から直ちに各市税事務所や本庁、又は個々人の分納率の高低を比較することはできない。

しかしながら、大量処理の中で一定の標準的な分納率や目標とするべき分納率が出てくるものと考えられる。また、地域差や滞納者の属性の差異を明らかにした上で、これらが大きく異ならない場合に、市税事務所間、担当班間、担当者間において分納率に有意な差が生じているのであれば、そこには解決すべき何らかの事情があるものと考えられる。現時点では、かかる検討及び分析がなされていないため、各事務所単位又は税政部主導により各事務所全体を俯瞰して、適切な分割納付の在り方やあるべき比率を策定するべくモニタリングすることが、納税者間の公平及び効率的な行政運営に資するものと思われる。

例えば、分納の判断基準や目安を策定しつつ、分納率及



	<p>び不履行率をモニタリングし、随時これらを検討及び改善していくことは、効果的な分納基準や目安の策定に役立つものと思われる。</p>	
	<p>【報告書182ページ】 3.2.9 滞納整理事務</p> <p><b>○ 分割納付を認める際には、納付誓約書を活用するべきである。</b></p> <p>分割納付をする際には、原則的な取扱いであっても、滞繰案件については納付誓約書の提出などを検討するものとされており、例外的な取扱い（長期分納者）については納付誓約書を提出させ、その提出がなければ、原則として納付書の交付は行わないものとされている。</p> <p>納付誓約書には、滞納者の自署押印欄がある。これは、分割納付が不履行となった場合には差押えなどの滞納処分を受ける可能性があることを認識してもらう機能があり、滞納者の履行意欲喚起及び向上に資するものといえる。</p> <p>他方で、納付誓約書を対面で受領する場合は面談が必要になり、この点で時間と労力を割く必要がある。また、郵送で受領する場合は、納付誓約書が届かない限り、分納の納付書を送付しないことになるから、納付誓約書の提出管理という新たな事務手続が生じることになり、やはり時間と労力を割く必要が生じる。</p> <p>よって、上記機能と労力等とのバランスを考慮した上で、納付誓約書の活用の可否及び程度を検討するべきである。</p> <p>札幌市の運用状況は、既に述べたとおり納付誓約書の利用率は2.9%に過ぎないところ、かかる運用において分割納付不履行率が46.5%超と極めて高く、その後の督促事務に一定の時間と労力を割かれていることに鑑みると、納付誓約書を活用することが妥当であると考え。</p> <p>なお、納付誓約書の機能とその徴求に要する労力のバランスの見地から、全ての案件ではなく、滞納額が一定額を超えている場合、分納期間が一定期間を超える場合、又は一定以上の滞納歴がある者についてのみ納付誓約書の提出を求めることも考えられる。また、納付誓約書の活用の有無が分割納付の履行状況に及ぼす影響を確認し、その結果に応じてさらに取扱いを変更するなどの検討をすることが妥当と考える。</p> <p>税政部からは、納付誓約書を今後積極的に用いる予定と伺っている。</p>	<p>納付誓約書には債務承認による時効中断の効力があるものの、納付約束を履行させる強制力はないことから、誓約書の徴取については案件ごとに判断してまいりました。しかし、平成28年4月からは、法律に基づく猶予制度を優先的に適用した上で分割納付を認めることとしており、「札幌市税に係る徴収猶予等事務取扱要領」では、いずれの猶予制度においても「徴収猶予申請書（札幌市条例第11条第2項及び第3項）」、「申請による換価の猶予申請書（同条例第11条の3第2項）」または「分割納付計画書（別記第2号様式）」の提出を求めることとしており、これらが納付誓約書に代わるものとなります。猶予制度以外の納付約束においては、原則として「納付誓約書（別記第6号様式）」の提出を求めることとしており、今後は納付誓約書を活用してまいります。</p>
	<p>【報告書184ページ】 3.2.9 滞納整理事務</p> <p><b>○ できる限り預貯金調査の対象金融機関及び生命保険会社の範囲を拡大し、また、調査時期を早めるべきである。</b></p> <p><b>また、札幌市外からの転入者については、転入元である前住所を参考に、前住所においてシェアの大きい金融機関に対する調査をできる限り早期に実施するべきである。</b></p> <p>金融機関及び生命保険会社は多数存在するため、その全てを常に調査対象とすることは実務上困難である。</p> <p>しかし、金融機関や生命保険会社の選択によって財産の発</p>	<p>各市税事務所では、過去の財産調査の結果を基に、財産が判明する確率の高低により金融機関及び生命保険会社を分類し、財産が判明する確率が高い金融機関及び生命保険会社への調査を優先的に行い、判明しない確率が高い金融機関及び生命保険会社への調査を行</p>

<p>見の有無が左右され、滞納処分の可否に影響を及ぼすことは、納税者の公平の見地からは妥当ではない。また、財産の早期発見が早期徴収に資する。</p> <p>よって、調査すべき金融機関及び生命保険会社を拡充することが妥当であり、その調査もできるだけ早期とするべきである。</p> <p>また、札幌市外からの転入者については、札幌市民が多く利用している金融機関だけではなく、転入元である前住所においてシェアの大きい金融機関も早期に調査対象とすることが望ましい。税政部によると、現在の滞納整理システムでは迅速に前住所を把握できないとのことであるが、この点は今後のシステムの改善の際に考慮すべきと考える。</p> <p>よって、上記のとおり意見をすることとした。</p>	<p>わないこととする等、効率的な財産調査を行ってまいりました。また、札幌市外からの転入者に対する財産調査については、他の大勢の滞納者と同様に札幌市内でシェアの高い金融機関及び生命保険会社への財産調査を一通り実施し、それでも財産が判明しない場合には、前住所においてシェアの大きい金融機関及び生命保険会社への財産調査を実施しております。</p> <p>この度の意見を受け、費用対効果や効率性の観点も含めて財産調査の対象先見直しを行い、調査範囲の拡大及び財産調査の早期実施に努めてまいります。</p> <p>札幌市外からの転入者への財産調査については、札幌市内でシェアの高い金融機関及び生命保険会社への財産調査終了後、速やかに前住所においてシェアの大きい金融機関及び生命保険会社への財産調査を実施してまいります。</p>
<p>【報告書185ページ】</p> <p>3.2.9 滞納整理事務</p> <p><b>○ 滞納者に対して滞納状態の原因を解消するために、有用な情報を適切に提供できる体制を整えるべきである。</b></p> <p>税政部からのヒアリングの結果、徴税吏員が、滞納者に対し、滞納状態の原因を解消するために必要な情報の提供の有無及び内容は、各徴税吏員の個々の判断と知識によっているとのことであった。</p> <p>また、滞納者に対する情報提供の便宜のため、「窓口（キーワード）早見表」を作成の上、各市税事務所に配布し、各市税事務所の相談窓口へ備え付けてあるが、滞納者との折衝の際に、必ずしも十分に活用されているとは言えない状況にあるとのことであった。</p> <p>当該早見表には、市民が日常生活上直面する出来事に関する行政手続の窓口の他、各種相談窓口が記載されており、有用なものといえる。</p> <p>折衝記録を査閲したところ、滞納状態に至った原因として借財が多く見受けられ、中には、平成19年から平成26年に至るまで繰り返し借財等により納税原資の捻出が困難である旨を訴えているが状況が改善されず、その間に2回の処分停</p>	<p>納税相談の窓口機能の充実を目的として平成25年3月に「窓口（キーワード）早見表」を作成し、各市税事務所において申告などの関連相談に関する対応強化と多重債務者等への情報提供体制の整備に役立ててまいりました。</p> <p>この度の意見を受け、滞納者への情報提供をさらに充実させるため「窓口（キーワード）早見表」の内容を平成28年度中に更新し、各市税事務所における納税相談の際に活用してまいります。</p>

	<p>止がなされている案件も見受けられた。</p> <p>多重債務問題は、任意整理、個人再生、自己破産、特定調停などの手法を用いることで解決に至ることが多く、これにより滞納者の生活再建、ひいては滞納者の期限内の自主的納付につながる可能性が高いものといえる。</p> <p>滞納者の滞納原因が解決されることが円滑な税徴収につながり、また、それ以前に市民の生活再建につながり得ることに鑑みると、行政サービスの一環として、一層の情報提供を行える体制を整えることが妥当と考える。</p>	
	<p>【報告書194ページ】</p> <p>3.2.9 滞納整理事務</p> <p><b>○ 処分停止後における滞納者の担税力及び財産調査を十分行うべきであり、調査を行った場合は、それを簡略でよいので記録化するべきである。</b></p> <p>無財産により即時消滅となる場合を除いて、処分停止による納税義務消滅は、処分停止の3年間継続が要件となっている（地方税法第15条の7第4項）。よって、処分停止をした場合、納税義務の消滅前に処分停止事由が消滅していないか確認する必要がある。</p> <p>しかし、折衝記録からは、処分停止後に課税状況の調査をしているとは読み取れないものが散見された。</p> <p>この点、納税指導課からのヒアリングによると、課税状況の調査は行っているものの、課税状況に変化が見られない場合は、折衝記録上の入力をしていないとのことであった。</p> <p>しかし、仮に状況に変化がないのであれば、それが3年経過時における納税義務消滅（処分停止の取消しをしないこと。）の根拠となることから、簡略でよいので課税状況の調査結果を記録化しておくべきである。</p> <p>また、担税力の回復の有無の確認には、納税義務消滅直前に預貯金調査又は滞納者への架電等の財産調査及び納税督促をすることが相当と思われるが、これをしているとは見受けられない案件も散見された。</p> <p>よって、上記のとおり意見とした。</p> <p>なお、処分停止額が少額の場合は、調査の費用対効果の見地から、上記課税状況の調査のほか、金融機関を絞って口座の有無及び現在額のみを調査することで足りるとするなどの運用が検討されるのが妥当と考える。</p>	<p>滞納処分の執行停止の取消につきましては、地方税法第15条の8第1項に規定されており、滞納処分の執行停止後も滞納者の納税資力の回復状況等を継続して管理することが期待されております。平成19年に納税指導課で作成した「処分停止の手引き」では、少なくとも停止期間中は毎年の課税状況を調査する必要がある旨記載しておりますが、具体的な調査方法や管理の仕方については記載されておられません。</p> <p>この度の意見を受け、処分停止後の財産調査の方法について具体的に定めるとともに、「処分停止の手引き」を平成28年度中に改訂し、職員研修で各担当者への周知徹底を行います。また、調査結果を折衝記録に的確に記録することを徹底してまいります。</p>
	<p>【報告書199ページ】</p> <p>3.2.9 滞納整理事務</p> <p><b>○ 停止中時効を避けるため、処分停止の判断時期をより早めるべきである。</b></p> <p>近時札幌市では停止中時効の額及び割合が増加している。これは、処分停止の判断を時効消滅前に行うという点で好ましいといえる。</p> <p>しかし、市税債権の時効は5年であるから、停止中時効は納期限から2年以内に行うことで避けられる。停止中時効が処分停止の趣旨を貫徹しない取扱いであることからすると、処分停止の判断は停止中時効が避けられる時期に行われるこ</p>	<p>滞納処分の執行停止を行った後、3年経過する前に消滅時効の完成により市税債権が消滅する停止中時効については、本来の処分停止の趣旨に沿わない取扱いであることから決して望ましいものではありません。</p> <p>この度の意見を受け、処分停止とする案件かどうかを見極める時期を極力早め</p>

	<p>とが望ましい。よって、上記のとおり意見する。</p>	<p>るよう努め、平成 28 年度中に「処分停止の手引き」の改訂を行うとともに、職員研修の場で各担当者に周知します。</p>
	<p>【報告書 203 ページ】</p> <p>3.3 固定資産税の評価・賦課に対する救済制度</p> <p>○ 今回の外部監査による税額修正は、札幌市が保有している土地・家屋の課税情報により把握されたものである。よって、札幌市が、自ら今回の外部監査の手法を参考に積極的に活用し、監査結果の税額の修正対象者のみならず、全体的にその事務を見直し税額の再計算を行い、納税者へ通知を行うなどして、納税者の負担を減らす努力を行うべきである。また、必要に応じ結果を市民へ広く周知すべきである。</p> <p>地方税法上に、固定資産税の賦課決定処分や税額算出の課税標準となる価格に不服がある場合の制度は保証されている。ただし、この制度はその申請等に期限があり、それまでに納税義務者が申請等をしなければ機会を失うことになる。</p> <p>そこで、札幌市においては、独自の調査や納税者からの問合せなどにより、税額の修正が必要となった場合には、異議申立て及び審査の申出ができる期限にかかわらず、地方税法第 417 条に基づき、修正の処分を行うとしている。また、税額が還付される場合については、別途要領を作成し期限を設けることなく、還付手続を行うとしている。</p> <p>しかし、この事務処理では、一般市民にどのような課税誤りがあったのか、その原因は何か、納税義務者も住宅用地の申告をするべきことの重要性の認識を含め、固定資産税への理解を難しくしているところである。そのため、個人情報保護に配慮しながら案件の重要性や影響の範囲などを考慮して、必要に応じ、結果を市民へ広く周知すべきである。</p>	<p>今回の住宅用地特例の適用に係る固定資産税の課税誤りについては、包括外部監査人が本市の課税データを活用して判明したものであることから、今回の包括外部監査の手法について今後の事務に活用していきたいと考えています。</p> <p>また、事例の重要性や影響範囲等から判断し、必要に応じて公表してまいります。</p>
	<p>【報告書 220 ページ】</p> <p>3.4 市税の管理システムの構築について</p> <p>○ 下記の点をシステム開発において考慮すべきである。</p> <p>1 個人住民税</p> <p>退職手当等に係る個人住民税の補正調査、退職日の記載された一定額以上の給与支払報告書情報を抽出し、退職日の把握と退職所得に対する特別徴収の状況を突合する。</p> <p>2 法人市民税</p> <p>個人市民税の事業所情報等や事業所税の申告状況及び貸付申告情報と相互連携して法人市民税の開設状況や分割法人の支店設置状況の把握に役立たせる。</p> <p>3 事業所税①</p> <p>家屋の使用状況確認や従業者割の把握のため、法人市民税の事業所情報等を相互連携して、法人申告書に記載された従業者数及び給与支払報告書情報の集計等を基に従業者割の推計に役立たせる。</p>	<p>市税のシステムに関しては、新しいシステムが稼働したばかりであり、今後も様々な修正をしていかなければならない状況であります。</p> <p>ご提案いただいたシステム改修につきましては、その趣旨を踏まえ、修正を実施することによる費用対効果等を検証したうえで、今後の改修のタイミングにおいて修正してまいります。</p>

	<p><b>4 固定資産税①</b>  <b>土地や家屋の評価や特例の適用判定利用のため、土地及び家屋の使用状況の突合や大型マンションの居住割合の判定目的として住民票情報の利用、個人市民税の申告状況を利用して役立たせる。</b></p> <p><b>5 事業所税②</b>  <b>家屋の面積や使用状況を確認した資料の保存及び検索機能を備えたものの追加整備。</b></p> <p><b>6 固定資産税②</b>  <b>評価資料の保存及び検索機能の追加整備。</b></p> <p>全体のシステム開発の前提として、市税情報の相互的情報交換の視点が必要であると考え。例えば、上記1から4の税目においては効果の面で有効であると考えられる。</p> <p>また、課税資料の保管及び検索機能の強化が求められている。納税者からの問合せ及び課税処分の不服申立て等があった場合の早期対応を行うためであり、例えば、上記5及び6の税目では決定や課税処分の基礎又は証明資料となる。</p> <p>さらに、今後マイナンバーの普及に伴い、情報のひも付けが進み、個人の所得や納税の情報と預金や不動産の情報の突合が可能となっていくと想定される。個人情報保護の重要性を踏まえつつ、各種の市税について効率的、効果的な情報利用の方法について検討すべき時期が既に来ており、その視点からのシステム開発が必要である。</p>	
--	---	--

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置について（平成26年度以前）

監査結果報告年度 平成19年度

監査テーマ 土地の管理について

(1) 指摘

監査対象 局部	指摘を受けた事項	指摘に対する措置 (検討結果及び対応)
スポーツ 局 スポーツ 部	<p>【報告書140ページ】 第3 公社地について</p> <p><b>4 下記の土地は、平成26年度までに事業化のめどが立たない場合には、事業計画を変更し、現状の抜本的な解消を図るべきである。</b></p> <p><b>⑦ 北区新琴似町（新琴似市民運動広場用地）</b></p>	<p>本件土地については、平成17年度の土壤調査結果において、土壤及び地下水から基準を超える汚染物質が検出されたという報告を受け、平成18年度からモニタリング調査を継続して実施し、地下水の水質や汚染状況を把握しています。</p> <p>敷地内の土壤及び地下水に対し適切な対策を講じる必要があることを踏まえて事業化を検討する必要があり、平成25年度は具体的な事業化を進めるにあたっての内部検討、関係課との情報交換を行い、26年度は今後の具体的な土地利用検討の基本となる計画素案を作成しました。この平成26年度には札幌市土地開発公社が解散し、本件土地は、残余財産として札幌市に無償で帰属しています。平成27年度からは、「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」に沿って、埋立廃棄物対策及び運動広場の基本計画を策定し、必要な土壤汚染対策や運動広場整備の基本方針を定めました。</p> <p>今後は、地下水の状況についてモニタリング調査を継続するとともに、アクションプラン2015及び策定した基本計画に基づき、運動広場を構成する施設・設備の設計条件の確認及び見直しを行い、当該地の埋立廃棄物が周辺環境へ影響を与えないよう、汚染拡散防止対策等に関する施設・設備の設計検討、実施設計図作成等を進め、平成31年度に施設整備を終えて、多目的の市民運動広場として活用していきます。</p>

監査結果報告年度 平成26年度  
 監査テーマ 札幌市立大学について

(1) 指摘

監査対象 局部等	指摘を受けた事項	指摘に対する措置 (検討結果及び対応)
公立大学 法人札幌 市立大学 (所管： まちづく り政策局 政策企画 部)	<p>【報告書195ページ】</p> <p>VI 知的財産関係</p> <p><b>○ 札幌市立大学知的財産規程において発明等のうち特許以外のものについて補償金規定がない。</b></p> <p>監査時の札幌市立大学知的財産規程及び同施行細則を確認したところ、意匠、商標、プログラム等の創作について別途定めると規定しているが、当該別途定められた規定が見あたらないため、かかる規定を設けるべきである。</p> <p>なお、札幌市立大学には看護学科のほかにデザイン学科があるため、特許、考案等のほかに意匠について実施補償金を定めておく必要性は高く、実際に意匠についても職務発明(職務意匠)がなされていることから、早急な対応が求められるといえる。</p>	<p>公立大学法人札幌市立大学知的財産規程施行細則において、特許以外の考案権、意匠権、商標権等の出願補償金及び登録補償金については規定しているところですが、権利の運用により収入を得た際の実施補償金については規定していませんでした。</p> <p>今回のご指摘を踏まえ、今後は教員が発明等につながる研究に積極的に取り組むことができるよう、公立大学法人札幌市立大学知的財産規程(改正平成28年規程第9号)において、考案、意匠及びプログラム等の創作、商標といった特許以外の補償金規定を定める改正を行いました(平成28年4月1日施行)。</p>
	<p>【報告書212ページ】</p> <p>VII 研究費について</p> <p><b>○ 研究補助者との契約について下記のような問題点があった。</b></p> <p>i 雇用契約か否かが明確ではなく、労働法規の適用の有無が不明瞭である。</p> <p>ii 使用者が大学か教員か不明確である。</p> <p>iii 雇用契約に基づく給与かそれ以外の報酬かにより、源泉徴収の税率が異なることから契約の性質に応じた源泉徴収事務を行う必要がある。</p> <p>大学の取扱いは以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究補助者との間で明確な契約書を取り交わしていない。</li> <li>・ 研究補助者との契約関係(労働・委任・請負・その他を問わない)の当事者が、教員個人か大学か曖昧である。</li> <li>・ 大学が当事者として人件費等を支払っているのか、教員が当事者であって大学は教員の事務代行として支払業務を行っているだけであるのかが判然としない。</li> <li>・ 大学も教員も、研究補助者に関する労働保険・社会保険等を十分には意識しておらず、これら保険の加入の要否の検討・判断が十分になされていない。</li> </ul>	<p>研究補助者については、これまですべて謝金により対応してきましたが、このうち担当教員の指揮命令下における業務遂行と判断されるケースに関しては、ご指摘を踏まえ、他大学の事例も参考に、本学との雇用契約へと取扱いを見直し、学内での周知を行ったところであり、今年12月より適用を開始いたします。</p>

・ 雇用契約の割増賃金の支払いの要否が検討されていない。

教員が参照している「手引き」においても、謝金の種類としては「研究補助①（A又はB）」「研究補助②（A又はB）」「研究協力」「ゲストスピーカー、講師、話題提供者（体験談等）」「専門知識の提供」といった区分がなされており、それぞれについての事務処理手続についての記載はあるが、契約の性質を明確にするべきことや、契約当事者が誰か、割増賃金の取扱等については、明示的には触れられていない（一部に労働基準法の引用があり、その限りにおいて雇用契約であることが前提になっているように読むことが一応可能であるが、実際の取扱いは上記のとおり判然としなない。）。

このように札幌市立大学では研究補助者との契約主体が大学か教員か、また、その契約の性質が雇用契約か否かが明確ではなく、特に労働法規の適用の有無が不明確になっている。

また、雇用契約に基づく給与か、それ以外の報酬かによって、税法上の源泉徴収の税率及び額が異なる。具体的には、報酬であれば原則として 10.21%（源泉所得税 10%及び復興特別所得税 0.21%の合計）となるが、給与であれば給与額や扶養親族等の数によって税率や控除額が異なるため、報酬と給与とでは源泉徴収額に違いが生じる（さらにいえば、報酬の種類により控除の有無や同一人に一度に支払われる報酬の額により税率が変わることがある）（所得税法 204 条、205 条）。

よって、適正な税務処理という見地からも、契約の性質決定を適切に行うべきであり、これらの点について早急に改善すべきである。

なお、契約主体について科研費ハンドブックでは、「研究協力者を雇用する場合には、研究代表者ではなく研究機関が当事者となり、採用時に面談や勤務条件の説明を行った上で、勤務内容や勤務時間等を明確にした雇用契約を締結してください。」（同 100 頁）との記載があり、研究機関が当事者となるよう明確に規定されている（但し 2014 年度から明確に規定されたものと思われる。同 3 頁。）。

また、契約の性質決定における労働者性の判断基準として労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」（昭和 60 年 12 月 19 日）がある。

なお、明治大学の研究費等に関する使用マニュアル（2014 年度）44 頁には、「(ア) 仕事の遂行に当たり個々の作業について、研究者が指揮監督をする。(イ) 材料、作業用具を研究者が用意する」との要件を満たす必要があり、「それ以外の場合には業務請負となります（以下略）」と記載されている。

以上は性質決定の判断に参考になるとと思われる。



(2) 意見

監査対象 局部等	意見	意見に対する措置 (検討結果及び対応)
公立大学 法人札幌 市立大学 (所管： まちづくり 政策局 政策企画 部)	<p>【報告書109ページ】</p> <p>II 資産管理</p> <p>○ <b>固定資産管理規程及び固定資産台帳を整備し、施設管理に役立たせるべきである。</b></p> <p>④ <b>固定資産台帳を保有する資産のライフサイクルコスト管理のためにも活用できるようにすべきである。</b></p> <p>札幌市立大学では、大学建物設備の管理業務を外部委託している。その委託の内容は芸術の森校舎及び桑園校舎とも同様であり、次のようなものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総括管理業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託者は各業務について統括管理を行う業務統括管理者をおく。</li> <li>・ 業務統括管理者は、設備保守業務の責任者を兼任し、清掃業、警備業との調整を行ない業務全体の統括・管理をする。また、それぞれの業務について委託者との協議の上、配置人員、体制の適正化を図らなければならない。</li> <li>・ 業務統括管理者指揮の下、受託者全体で Computer Aided Facility Management (施設管理支援システム：以降 CAFM と記す) を利用して統合管理を行い、品質管理と建物価値保全を図らなければならない。</li> <li>・ それぞれの業務は業務の品質の指標を設定し、一定期間ごとの指標達成をチェックし、業務改善を図る。長期（5年間）、中期（各年度）、短期（四半期、各月）委託者と打ち合わせて調整する。</li> <li>・ CAFM を通して施設分析を行い、建物メンテナンスなどの支出を見直す管理ビルのコスト削減施策の展開や、空調、衛生設備の最適な改修計画、修繕計画、管理計画等の大学の維持管理の最適化について、報告書を作成し事務局へ助言する。また、建物価値保全の観点から中期的な視点で大学をとらえ、長寿命化が実現できるよう維持管理及び予防保全を行う。</li> <li>・ 防災を重視した安全の確保、建物や設備の突発的な故障や災害に対しても、すばやく対処できる危機管理体制を構築する。</li> <li>・ 各業務について業務マニュアルを作成し、成果物として委託者として提出しなければならない。</li> </ul> </div> <p>また、その芸術の森校舎を例にとると委託の対象となる建物と管理委託の対象となる附属設備は次のとおりである。 (図表7：省略)</p> <p>一方で、固定資産台帳において、減価償却対象となる資産の区分としては、会計における勘定科目ごとに工事全体の金額によって計上されており、委託対象の設備ごとの取得価額や帳簿価格は算出されておらず、保守管理対象となっている</p>	<p>④について</p> <p>本学においては、各施設の劣化度合を調査し、施設に係る修繕・保全費用を算出、年度費用の平準化を考慮した保全計画を策定しているところですが、他大学におけるライフサイクルコストを導入した取組事例を調べた結果も同様なものでありました。</p> <p>ご意見を踏まえ、今後は<b>固定資産台帳の年償却額や帳簿価額も参考としながら、施設に係るライフサイクルコストの管理を行ってまいります。</b></p> <p>⑤について</p> <p>美術品・収蔵品管理に関する規程について他大学の状況を調査したところ、規程を整備している大学はありませんでしたが、ご意見を踏まえ、今後本学において<b>美術品・収蔵品の整理・取得の際には、「国立大学法人会計基準注釈」の実務指針等を参考に、固定資産の一部として適切に管理してまいります。</b></p>

設備について取得価額の計上から保守管理及び除却までの設備ごとのライフサイクルコストの把握が困難な状況である。今後は、保守管理の対象となっている主要な設備ごとに取得価額や帳簿価格を区分し、取得から除却までにおいて、保守管理の対象となる資産の価格を把握したうえでその資産に対し、どの程度までの保有コストをかけるべきかのライフサイクルコストの管理を行えるような固定資産台帳の管理方法を検討すべきである。

**⑤ 美術品・収蔵品管理に関する規程を整備すべきである。**

札幌市立大学では、平成 25 年度末現在 25 点の美術品・収蔵品を固定資産台帳に登録しており（帳簿価額は 17,024 円）、規程上、固定資産管理規程に基づいて管理を行うことになっている。監査期間中に美術品・収蔵品について実査を行った結果、次のような状況が見受けられた。

- i 桑園キャンパスに展示されている解剖模型等のうち 22 点については美術品・収蔵品として固定資産台帳への登録がされていたが、登録がない模型等が 19 点展示されていた。
- ii 芸術の森キャンパスライブラリーにおいて、アメリカ映画のポスター57 点が保存・管理されていた。

札幌市立大学では固定資産管理規程に基づいて美術品・収蔵品の管理を行うことになっているが、固定資産管理規程には、美術品・収蔵品に関する定義規定が存在しない。また、法・基準・注解においても同様に定義規定は存在しない。したがって、上記 i ii が美術品・収蔵品に該当するかどうかの整理もできない状況である。したがって、美術品・収蔵品の定義及び維持補修、有効活用等に関する規程を整備すべきである。ここで、「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針のうち美術品、収蔵品の定義に関する部分を紹介するので規程整備の際に参考にされたい。

Q10-1 次の表示科目は具体的にはどのようなものか。

(6) 美術品・収蔵品（標本を含む。）

A 具体的な科目の判断、耐用年数の決定に当たっては、実務上法人税法の取扱いを参考に行うこととなる。

(6) 美術品・収蔵品（標本を含む。）

美術品とは、建造物、絵画、彫刻、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、我が国にとって芸術上価値が高く、希少価値を有するものである。また、収蔵品とは、教育・研究の対象として供されるために収蔵された化石、鉱石、標本等の物のうち美術品を除くものをいう。

また、美術品、収蔵品として整理した場合、芸術的価値の維持、教育・研究対象としての効用を維持するために相応の維持管理コストを必要とする。したがって、現在、美術品・収蔵品として整理している 25 点がそれに値するものなのかどうかも整理の際の検討対象とすべきと考える。